

## 教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和5年1月25日(水)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 教育長の報告その他事務事業の報告

### 4 付議案件

議案第1号 函南町就学支援委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第2号 函南町結核対策委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

議案第4号 令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第5号 令和5年度函南町一般会計「教育費」予算について

議案第6号 指定校変更の承諾について

議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について

### 5 報 告

報告第1号 令和5年度小学校・中学校入学通知について

### 6 そ の 他

後援依頼について

ア 金管楽器 体験見学会

イ 函南町文化協会主催 第5回「函南日舞さくらの会」

ウ 函南町文化協会主催 第14回「函南フラフェスタ」

エ 第60回静岡県母親大会

次回委員会開催予定

定例会 令和5年2月27日(月) 13:10～ 函南町役場3階 教育委員会室

# 教育長関係報告事項

令和5年1月25日（水）

| 月日     | 曜日 | 内 容                                                                                                                                                                       |
|--------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12月23日 | 土  | ・第6回史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会（14：00～）                                                                                                                                              |
| 12月26日 | 火  | ・課長等連絡会議（8：40～）<br>・企画会議（9：00～）                                                                                                                                           |
| 12月28日 | 木  | ・仕事納め式（16：30～）                                                                                                                                                            |
| 1月4日   | 水  | ・仕事始め式（8：15～）                                                                                                                                                             |
| 1月5日   | 木  | ・新年初顔合わせ会（10：00～）                                                                                                                                                         |
| 1月8日   | 日  | ・はたちの集い（10：30～）<br>・函南町消防団出初式（14：30～）                                                                                                                                     |
| 1月10日  | 火  | ・企画会議（9：00～）                                                                                                                                                              |
| 1月11日  | 水  | ・町内校長会（9：00～）                                                                                                                                                             |
| 1月12日  | 木  | ・西小学校・東小学校訪問（9：00～）<br>・かなみ生涯学習塾運営委員会（19：00～）                                                                                                                             |
| 1月13日  | 金  | ・田方地区教育長会（9：30～）                                                                                                                                                          |
| 1月15日  | 日  | ・函南町マラソン大会（9：30～）                                                                                                                                                         |
| 1月17日  | 火  | ・昇格者選考面接（9：00～）<br>・函南町教育研究奨励賞授与式（15：00～）<br>・函南町青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19：00～）                                                                                                |
| 1月19日  | 木  | ・昇格者選考面接（9：00～）<br>・幼稚園、保育園園長会議（14：00～）<br>・田方地区学校保健理事会（15：30～）<br>・三島地区保護司会「受章を祝う会及び新年総会」（17：15～）                                                                        |
| 1月23日  | 月  | ・課長等連絡会議（8：40～）<br>・企画会議（9：00～）<br>・函南町都市交流協会面会（14：00～）                                                                                                                   |
| 1月24日  | 火  | ・静東管内市町教育委員会教育長会（11：00～）<br>・表敬訪問（函南東サッカースポーツ少年団）（16：30～）<br>> 6年生…NTT西日本グループカップ第55回静岡県ユースU-12サッカー大会出場<br>> 5年生…しずぎんカップ第38回静岡県ユースU-11サッカー大会出場<br>・かなみ生涯学習塾受講生代表者会（19：00～） |
| 1月25日  | 水  | ・静東管内教育長会[リモート]（9：15～）<br>・定例教育委員会（13：10～）                                                                                                                                |

## 議案第1号

函南町就学支援委員会設置条例の一部を改正する条例について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の意見を求める。

令和5年1月25日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

### 提案理由

就学支援委員会の議事において、個人情報扱うため、公開、非公開の規定を追加するものです。

## 函南町条例第 号

### 函南町就学支援委員会設置条例の一部を改正する条例

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）

| 旧                                         | 新                                                                                                                  |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</u></p> |

○函南町就学支援委員会設置条例

昭和54年2月27日条例第10号

改正

平成元年6月29日条例第19号

平成24年6月20日条例第14号

平成27年3月3日条例第5号

函南町就学支援委員会設置条例

(設置、目的)

**第1条** 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- (2) 児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- (3) 静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員)

**第3条** 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
  - (2) 保健師
  - (3) 特別支援教育に関して識見を有する者
  - (4) 函南町立学校の校長
  - (5) 函南町立学校の特別支援学級の担当者
  - (6) 函南町立幼稚園の代表園長
  - (7) 児童福祉関係者
  - (8) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 3 委員会が必要であると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月29日条例第19号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第14号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

函南町結核対策委員会設置条例の一部を改正する条例について

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の意見を求める。

令和5年1月25日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

### 提案理由

結核対策委員会の議事において、個人情報扱うため、公開、非公開の規定を追加するものです。

## 函南町条例第 号

### 函南町結核対策委員会設置条例の一部を改正する条例

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「召集」を「招集」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）

| 旧                                                            | 新                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が<u>召集</u>する。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が<u>招集</u>する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</p> |

○函南町結核対策委員会設置条例

平成17年6月24日 条例第14号

函南町結核対策委員会設置条例

(設置)

**第1条** 函南町立学校（以下「学校」という。）におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止を踏まえ、結核の児童生徒への感染防止、感染者又は発病者の早期発見及び早期治療並びに学校保健と地域保健との連携強化を目的とし、学校における結核対策に的確に取り組むため、函南町結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討
- (3) 患者発生時における関係機関への協力及び対策の検討
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針の検討
- (5) その他学校における結核対策に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田方地区医師会の代表 1人
- (2) 結核の専門家 1人
- (3) 静岡県東部保健所長
- (4) 函南町保健業務担当者 1人
- (5) 函南町学校医の代表 1人
- (6) 函南町校長会の代表 1人
- (7) 函南町養護教諭の代表 1人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、田方地区医師会の代表をもって充て、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成17年度の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委員の委嘱を受けた日から平成18年3月31日までとする。

### 議案第3号

#### 函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱（昭和63年12月1日付け函教社第135号教育委員長通知）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年1月25日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

#### 提案理由

函南町社会教育関係団体である函南町歩こう会から解散の届けが提出されたことにより、補助金交付の対象から外れるため、所要の改正を行うものです。

函教生第 号  
令和 年 月 日

様

函南町教育長 久保田 浩子

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の改正について（通知）

昭和63年12月 1 日付け函教社第135号により通知した函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部を改正したので通知します。

担 当 教育委員会 生涯学習課  
電話番号 055-979-1733

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱（昭和63年12月1日付け函教社第135号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                   | 改正後                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2 定義</p> <p>この要綱において「社会教育関係団体」とは、町内全域を活動対象とする次に掲げる団体をいう。</p> <p>ア ボーイスカウト函南第1団</p> <p>イ ボーイスカウト函南第2団</p> <p>ウ ガールスカウト静岡第89団</p> <p>エ かななみ女性の会</p> <p>オ 函南町文化協会</p> <p>カ 特定非営利活動法人函南町体育協会</p> <p>キ 函南町スポーツ少年団</p> <p>ク 函南町歩こう会</p> | <p>第2 定義</p> <p>この要綱において「社会教育関係団体」とは、町内全域を活動対象とする次に掲げる団体をいう。</p> <p>ア ボーイスカウト函南第1団</p> <p>イ ボーイスカウト函南第2団</p> <p>ウ ガールスカウト静岡第89団</p> <p>エ かななみ女性の会</p> <p>オ 函南町文化協会</p> <p>カ 特定非営利活動法人函南町体育協会</p> <p>キ 函南町スポーツ少年団</p> |

| 改正前                                    |                                |                      |            | 改正後                                    |                                |                      |            |
|----------------------------------------|--------------------------------|----------------------|------------|----------------------------------------|--------------------------------|----------------------|------------|
| 別表（第3 関係）                              |                                |                      |            | 別表（第3 関係）                              |                                |                      |            |
| 補助の対象                                  |                                |                      | 補助額        | 補助の対象                                  |                                |                      | 補助額        |
| 事業の<br>区分                              | 経費                             | 団体名称                 |            | 事業の<br>区分                              | 経費                             | 団体名称                 |            |
| (略)                                    |                                |                      |            | (略)                                    |                                |                      |            |
| 4 ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>振<br>興<br>事<br>業 | ア 地域のスポーツの振興のために行う事業の実施に要する経費  | 特定非営利活動法人<br>函南町体育協会 | 2,200,000円 | 4 ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>振<br>興<br>事<br>業 | ア 地域のスポーツの振興のために行う事業の実施に要する経費  | 特定非営利活動法人<br>函南町体育協会 | 2,200,000円 |
|                                        | イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費 | 函南町スポーツ少年団           | 660,000円   |                                        | イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費 | 函南町スポーツ少年団           | 660,000円   |
|                                        | ウ 団体の運営に要する経費                  | 函南町歩こう会              | 20,000円    |                                        | ウ 団体の運営に要する経費                  |                      |            |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

## 函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱

## 第1 趣旨

町長は、社会教育の振興発展を図るため、社会教育活動を目的とする社会教育関係団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

この要綱において「社会教育関係団体」とは、町内全域を活動対象とする次に掲げる団体をいう。

- ア ボーイスカウト函南第1団
- イ ボーイスカウト函南第2団
- ウ ガールスカウト静岡第89団
- エ かななみ女性の会
- オ 函南町文化協会
- カ 特定非営利活動法人函南町体育協会
- キ 函南町スポーツ少年団
- ク 函南町歩こう会

## 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

## 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 1部

規則第3条に定める交付申請書

- (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助対象事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとする場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 補助金の収支の帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 変更の承認申請書

提出書類 1部

変更承認申請書（様式第1号）

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 1部

規則第11条に定める実績報告書

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

## 第8 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部

規則第13条に定める請求書

- (2) 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して20日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

提出書類 1部

規則第13条に定める請求書

別表（第3関係）

| 補助の対象        |                                                                                    |                  | 補助額        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------|
| 事業の区分        | 経費                                                                                 | 団体名称             |            |
| 1 青少年健全育成事業  | ア 青少年の健全育成のために行う事業の実施に要する経費                                                        | ボーイスカウト函南第1団     | 60,000円    |
|              | イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費                                                     | ボーイスカウト函南第2団     | 60,000円    |
|              | ウ 団体の運営に要する経費                                                                      | ガールスカウト静岡第89団    | 60,000円    |
| 2 地域女性活動推進事業 | ア 女性の社会参加活動の振興のために行う事業の実施に要する経費<br>イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費<br>ウ 団体の運営に要する経費 | かんなみ女性の会         | 320,000円   |
| 3 芸術・文化振興事業  | ア 地域の芸術・文化の振興のために行う事業の実施に要する経費<br>イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費<br>ウ 団体の運営に要する経費  | 函南町文化協会          | 200,000円   |
| 4 スポーツ振興事業   | ア 地域のスポーツの振興のために行う事業の実施に要する経費                                                      | 特定非営利活動法人函南町体育協会 | 2,200,000円 |
|              | イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費                                                     | 函南町スポーツ少年団       | 660,000円   |
|              | ウ 団体の運営に要する経費                                                                      | 函南町歩こう会          | 20,000円    |



函南町生涯学習課殿

函南町歩こう会解散報告の届け

当函南町歩こう会には長期に渡りご理解とご後援をいただき  
誠にありがとうございます  
扱て当歩こう会は3年余に係るコロナの影響で正常な運営を行うこと  
が出来ませんでした  
加えて会員の高齢化で今後の会運営を令和4年4月総会を開催し多くの  
意見を聞き長期間にわたる会も解散やむなしの結論に至り円満に解散する  
事になりました  
ここに永年のご協力に感謝し報告いたします

解散日時 令和4年4月3日

令和4年11月30日

函南町歩こう会

会長 佐野進一郎

函南町柏谷 54-13



## 議案第4号

### 令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和4年度函南町一般会計補正予算（第10号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和5年1月25日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

#### 提案理由

令和4年度函南町一般会計補正予算（第10号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和4年度 一般会計補正予算（第10号）3月補正予算

## 学 校 教 育 課 補 正 予 算

（歳 入）

（事務局事務事業）

（教育支援センター事務事業）

（小学校管理事業）

（小学校教育振興事業）

（中学校管理事業）

（中学校教育振興事業）

令和4年度 学校教育課補正予算（第10号）要求一覧表

歳入

単位：千円

| 充当先事業名                                       | 歳入科目                                                              | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説 明                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校教育振興事業<br>中学校教育振興事業                       | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>要保護児童生徒援助費補助金           | 102    | △ 37    | 65     | 補助対象者の減少により歳入予算を減額する。                                                                                                                                                                                                      |
| 小学校教育振興事業<br>中学校教育振興事業                       | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>特別支援教育就学奨励費補助金          | 1,215  | △ 593   | 622    | 補助対象者の減少により歳入予算を減額する。                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局事務事業                                      | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>教育支援体制整備事業費交付金          | 2,068  | 5       | 2,073  | 補助金の交付額の決定により歳入予算を増額する。<br>幼児教育支援体制を活用した地域の幼児教育質向上事業                                                                                                                                                                       |
| 小学校管理事業<br>小学校教育振興事業<br>中学校管理事業<br>中学校教育振興事業 | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 27,236 | △ 1,993 | 25,243 | 各種執行事業の見込額が固まったため、歳入予算を減額する。<br>・GIGAスクール情報端末保守管理 2,148,000円<br>・GIGAスクールに伴うリモート学習環境整備（タブレット等購入）20,240,000円<br>・学校保健特別対策事業費補助金 525,000円<br>・町立学校・幼稚園等給食食材費補填事業 2,330,000円<br>計25,243,000円-27,236,000円=-1,993,000円 △1,993千円 |
| 事務局事務事業                                      | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>公立学校情報機器整備費補助金          | 1,456  | △ 450   | 1,006  | 補助金の交付額の決定により歳入予算を減額する。<br>GIGAスクールサポーター配置促進事業                                                                                                                                                                             |
| 小学校管理事業                                      | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>学校教育費補助金<br>教育支援体制整備事業費補助金          | 802    | △ 277   | 525    | 補助金の交付額の決定により歳入予算を補正する。<br>医療的ケアのための看護職員配置事業                                                                                                                                                                               |

歳 入

単位：千円

| 充当先事業名  | 歳入科目                                                            | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説 明                                                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局事務事業 | 県支出金<br>県補助金<br>教育費県補助金<br>学校教育費補助金<br>学校・家庭・地域連携協力推進事業費<br>補助金 | 470    | △ 22    | 448    | 補助金の交付額の決定により歳入予算を補正する。<br>学校・家庭・地域連携協力推進事業                                                  |
| 中学校管理事業 | 諸収入<br>雑入<br>雑入<br>雑入<br>公有自動車・建物等共済保険金                         | 0      | 12      | 12     | 函南中学校で使用していた原動機付自転車を廃車したことによる自賠責及び任意<br>保険の払い戻し金を計上する。<br>払戻金 自賠責保険6,470円+任意保険5,950円=12,420円 |
| 小学校管理事業 | 諸収入<br>雑入<br>雑入<br>雑入<br>線下補償料地元交付金                             | 12     | 11      | 23     | 送電線下補償料（東京電力初川線）の収入額確定により歳入額を増額する。<br>確定額 23,343円                                            |
| 合 計     |                                                                 | 33,361 | △ 3,344 | 30,017 |                                                                                              |

令和4年度 学校教育課補正予算（第10号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

| 事業名          | 歳出科目                                 | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説 明                                                                                   |
|--------------|--------------------------------------|--------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局事務事業      | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末<br>手当            | 852    | △ 123   | 729    | 期末手当の支給完了により、不要額を減額する。                                                                |
|              | 役務費<br>通信運搬費<br>郵便料                  | 26     | △ 26    | 0      | 新型コロナウイルス感染症感染拡大等による臨時休園した際の就学时検診通知発送用に切手代を確保していたが、不要となったため不要額を減額する。                  |
|              | 使用料及び賃借料<br>複写機等使用料                  | 360    | 26      | 386    | 新入学準備書類、保育者等研修会及び公開保育事業書類、また総合教育会議やいじめ防止生徒指導連絡協議会資料等印刷枚数の増加見込みにより不足額を増額する。<br>26,000円 |
| 小 計          |                                      | 1,238  | △ 123   | 1,115  |                                                                                       |
| 教育支援センター事務事業 | 報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>7人 | 16,006 | △ 1,124 | 14,882 | 勤務見込みが確定したため、不要額を減額する。                                                                |
|              | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末<br>手当            | 3,415  | △ 477   | 2,938  | 期末手当の支給完了により、不要額を減額する。                                                                |
|              | 共済費<br>会計年度任用職員保険<br>料               | 3,213  | △ 600   | 2,613  | 報酬の減額に連動し、不要額を減額する。                                                                   |
|              | 旅費<br>普通旅費                           | 43     | △ 20    | 23     | 出張予定の見込み回数が減少したため、不要額を減額する。                                                           |
|              | 旅費<br>会計年度任用職員費用<br>弁償               | 195    | 24      | 219    | 発達相談員1名分の予算計上漏れにより不足額を増額する。<br>23,200円                                                |
|              | 使用料及び賃借料<br>複写機等使用料                  | 98     | 19      | 117    | チャレンジ教室の行事及び教育支援センターパンフレットの増刷により印刷枚数が増加する見込みのため、増額する。<br>18,550円                      |
| 小 計          |                                      | 22,970 | △ 2,178 | 20,792 |                                                                                       |

## 歳 出

単位：千円

| 事業名     | 歳出科目                                    | 補正前予算額  | 補正額     | 補正後予算額  | 説 明                                                                   |
|---------|-----------------------------------------|---------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 小学校管理事業 | 報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>39人   | 44,894  | △ 500   | 44,394  | 勤務見込みが確定したため、不要額を減額する。                                                |
|         | 給料<br>一般職給                              | 11,580  | 17      | 11,597  | 給料額の増額変更に伴い、不足額を増額する。                                                 |
|         | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末<br>手当               | 9,601   | △ 1,359 | 8,242   | 期末手当の支給完了により、不要額を減額する。                                                |
|         | 共済費<br>会計年度任用職員保険<br>料                  | 6,110   | △ 600   | 5,510   | 報酬の減額に連動し、不要額を減額する。                                                   |
|         | 旅費<br>会計年度任用職員費用<br>弁償                  | 1,226   | △ 100   | 1,126   | 報酬の減額に連動し、不要額を減額する。                                                   |
|         | 需用費<br>燃料費                              | 3,928   | 247     | 4,175   | エネルギー価格高騰に伴い、灯油代等燃料費の使用見込みから不足額を増額する。<br>桑村小学校68千円、東小学校56千円、西小学校123千円 |
|         | 役務費<br>手数料<br>健康診断手数料                   | 2,600   | △ 1,129 | 1,471   | 児童健康診断検査の執行完了により不要額を減額する。                                             |
|         | 委託料<br>施設管理委託料<br>小中学校冷房フロン漏<br>洩点検業務委託 | 2,530   | △ 957   | 1,573   | 小中学校空調設備点検業務委託の執行完了により不要額を減額する。                                       |
|         | 委託料<br>医務事業委託料<br>教職員検診業務委託料            | 1,687   | △ 683   | 1,004   | 教職員の健康診断及び指定年齢検診業務委託の執行完了により不要額を減額する。                                 |
|         | 使用料及び賃借料<br>複写機等使用料                     | 1,701   | 18      | 1,719   | コロナ禍で自粛していた各種学校行事の再開に伴い、配布物の印刷枚数が増加する見込みのため、増額する。<br>桑村小学校17,970円     |
|         | 使用料及び賃借料<br>賃借料                         | 1,700   | △ 905   | 795     | 西小学校障害児童の症状改善により昇降機リースが不要となったため、不要額を減額する。                             |
|         | 使用料及び賃借料<br>OA機器賃借料                     | 8,656   | △ 1,565 | 7,091   | 小学校教員用パソコン等リースの執行完了により不要額を減額する。                                       |
|         | 使用料及び賃借料<br>借地料                         | 33,658  | △ 1,009 | 32,649  | 西小学校用地買収事業に伴う借地料の一部返金があったため、不要額を減額する。                                 |
| 小 計     |                                         | 129,871 | △ 8,525 | 121,346 |                                                                       |

## 歳 出

単位：千円

| 事業名       | 歳出科目                                    | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説 明                                                                                          |
|-----------|-----------------------------------------|--------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校教育振興事業 | 備品購入費<br>庁用器具費                          | 16,709 | △ 1,091 | 15,618 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業<br>G I G Aスクール充電アダプタ等購入の執行により不要額を減額する。<br>A Cアダプタ1,829個 書画カメラ76台 |
| 小 計       |                                         | 16,709 | △ 1,091 | 15,618 |                                                                                              |
| 中学校管理事業   | 報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>会計年度任用職員報酬<br>9人    | 12,151 | △ 500   | 11,651 | 勤務見込みが確定したため、報酬を減額する。                                                                        |
|           | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末<br>手当               | 2,591  | △ 274   | 2,317  | 期末手当の支給完了により、不要額を減額する。                                                                       |
|           | 共済費<br>会計年度任用職員保険<br>料                  | 2,292  | △ 200   | 2,092  | 報酬の支出の減額に連動し、不要額を減額する。                                                                       |
|           | 需用費<br>修繕料                              | 3,004  | 400     | 3,404  | 東中学校施設の修繕が高み、小破修繕費含む修繕費全額を消化したことに伴い、年度<br>末までの発生に備えた小破修繕費を増額する。                              |
|           | 役務費<br>手数料<br>健康診断手数料                   | 2,607  | △ 1,646 | 961    | 生徒健康診断検査の執行完了により不要額を減額する。                                                                    |
|           | 委託料<br>施設管理委託料<br>中学校冷房フロン漏洩<br>点検業務委託料 | 1,904  | △ 331   | 1,573  | 中学校空調設備点検業務委託の執行により不要額を減額する。                                                                 |
|           | 委託料<br>医務事業委託料<br>教職員検診業務委託             | 1,156  | △ 620   | 536    | 教職員の健康診断及び指定年齢検診業務委託の執行完了により不要額を減額する。                                                        |
|           | 使用料及び賃借料<br>複写機等使用料                     | 1,296  | 102     | 1,398  | コロナ禍で自粛していた各種学校行事の再開や追加事業の実施に伴い、配布物の印刷<br>枚数が増加する見込みのため、増額する。<br>函南中学校32,000円、東中学校69,689円    |
|           | 使用料及び賃借料<br>O A機器賃借料                    | 3,259  | △ 470   | 2,789  | 中学校教員用パソコン等リースの執行完了により不要額を減額する。                                                              |
| 小 計       |                                         | 30,260 | △ 3,539 | 26,721 |                                                                                              |

## 歳 出

単位：千円

| 事業名       | 歳出科目                             | 補正前予算額  | 補正額      | 補正後予算額  | 説 明                                                                                        |
|-----------|----------------------------------|---------|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中学校教育振興事業 | 備品購入費<br>庁用器具費                   | 7,940   | △ 717    | 7,223   | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業<br>G I G Aスクール充電アダプタ等購入の執行により不要額を減額する。<br>A Cアダプタ912個 書画カメラ33台 |
|           | 負担金補助及び交付金<br>負担金<br>区域外就学援助費負担金 | 0       | 10       | 10      | 就学援助を要する町内在住生徒が隣接市町への就学にあたり、負担金の支出が生じたため、見込額を計上する。<br>見込額 9,128円                           |
|           | 扶助費<br>就学援助費                     | 6,851   | △ 1,500  | 5,351   | 就学援助費及び特別就学援助費の申請者が当初見込みより減ったため、不要額を減額する。                                                  |
| 小 計       |                                  | 14,791  | △ 2,207  | 12,584  |                                                                                            |
| 合 計       |                                  | 215,839 | △ 17,663 | 198,176 |                                                                                            |

# 令和4年度 一般会計補正予算（第10号）3月補正予算

## 生涯学習課補正予算

(歳入)  
(農村環境改善センター管理事業)  
(社会教育総務事務事業)  
(コミュニティ推進事業)  
(文化センター管理事業)  
(生涯学習推進事業)  
(文化財保護事業)  
(文化財調査事業)  
(図書館等管理事業)  
(仏の里美術館管理事業)  
(社会体育総務事務事業)  
(体育施設管理事業)  
(運動公園等管理事業)  
(木立キャンプ場管理事業)

令和4年度 生涯学習課補正予算（第10号）要求一覧表

歳入

単位：千円

| 充当先事業名         | 歳入科目                                                           | 補正前予算額 | 補正額   | 補正後予算額 | 説 明                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------|--------|-------|--------|----------------------------------------------|
| 農村環境改善センター管理事業 | 使用料及び手数料 使用料<br>農林水産業使用料<br>農村環境改善センター使用料<br>農村環境改善センター使用料     | 63     | △ 33  | 30     | 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減による使用料の減収              |
|                | 国庫支出金 国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>社会教育費補助金<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 23     | △ 1   | 22     | 農村環境改善センター環境整備機器購入事業に対する交付金配分額による減額          |
| 小 計            |                                                                | 86     | △ 34  | 52     |                                              |
| コミュニティ推進事業     | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>社会教育使用料<br>西部コミュニティセンター使用料            | 1,331  | △ 387 | 944    | 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減による使用料の減収              |
|                | 県支出金 県補助金<br>教育費県補助金<br>社会教育費補助金<br>地震・津波対策等減災交付金              | 306    | △ 1   | 305    | 西部コミュニティセンターガラス飛散防止フィルム貼替工事に対する交付金 交付決定による減額 |
| 小 計            |                                                                | 1,637  | △ 388 | 1,249  |                                              |
| 文化センター管理事業     | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>社会教育使用料<br>文化センター使用料                  | 3,259  | △ 914 | 2,345  | 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減による使用料の減収              |
|                | 国庫支出金 国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>社会教育費補助金<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 690    | △ 3   | 687    | 文化センター環境整備機器購入事業に対する交付金配分額による減額              |
|                | 諸収入 雑入<br>雑入<br>雑入<br>市町村振興協会省エネルギー機器導入助成金                     | 108    | △ 4   | 104    | 文化センター照明LED化工事に対する助成金 交付確定による減額              |
| 小 計            |                                                                | 4,057  | △ 921 | 3,136  |                                              |

歳 入

単位：千円

| 充当先事業名     | 歳入科目                                                         | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説 明                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|----------------------------------------------|
| 生涯学習推進事業   | 県支出金 県補助金<br>教育費県補助金<br>社会教育費補助金<br>学校・家庭・地域連携協力推進事業<br>費補助金 | 438    | △ 122   | 316    | ジュニアコーラス、わいわい塾、放課後子どもプランに対する補助金<br>変更決定による減額 |
|            | 寄附金 寄附金<br>教育費寄附金<br>社会教育振興費寄附金<br>青少年健全育成推進事業寄附金            | 0      | 50      | 50     | 三島警察署少年警察ボランティア連絡会からの寄附による増額                 |
| 小 計        |                                                              | 438    | △ 72    | 366    |                                              |
| 文化財保護事業    | 国庫支出金 国庫補助金<br>教育費国庫補助金<br>社会教育費補助金<br>文化財保護事業費補助金           | 6,727  | △ 578   | 6,149  | 史跡箱根旧街道災害復旧事業に対する補助金<br>交付決定による減額            |
|            | 県支出金 県補助金<br>教育費県補助金<br>社会教育費補助金<br>文化財保護事業費補助金              | 1,666  | △ 788   | 878    | 史跡箱根旧街道災害復旧事業に対する補助金<br>交付決定による減額            |
| 小 計        |                                                              | 8,393  | △ 1,366 | 7,027  |                                              |
| 文化財調査事業    | 諸収入 受託事業収入<br>教育費受託事業収入<br>社会教育費受託事業収入<br>埋蔵文化財発掘調査受託事業収入    | 305    | △ 305   | 0      | 埋蔵文化財発掘調査受託事業実績により減額                         |
| 小 計        |                                                              | 305    | △ 305   | 0      |                                              |
| 仏の里美術館管理事業 | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>社会教育使用料<br>かなみ仏の里美術館観覧料             | 3,537  | △ 1,254 | 2,283  | 新型コロナウイルス感染症の影響による入館者減による観覧料の減収              |
|            | 諸収入 雑入<br>雑入<br>雑入<br>仏の里美術館太陽光発電売電収入                        | 95     | △ 71    | 24     | 太陽光発電買取単価減額による減収                             |
|            | 諸収入 雑入<br>雑入<br>雑入<br>仏の里美術館絵はがき等代金                          | 1,241  | △ 471   | 770    | 新型コロナウイルス感染症の影響による入館者減による減収                  |
|            |                                                              |        |         |        |                                              |
| 小 計        |                                                              | 4,873  | △ 1,796 | 3,077  |                                              |

## 歳入

単位：千円

| 充当先事業名      | 歳入科目                                            | 補正前予算額 | 補正額     | 補正後予算額 | 説明                                         |
|-------------|-------------------------------------------------|--------|---------|--------|--------------------------------------------|
| 社会体育総務事務事業  | 諸収入 雑入<br>雑入<br>雑入<br>障害者スポーツ実施環境の構築支援<br>事業委託金 | 1,464  | △ 65    | 1,399  | 障害者スポーツ用具購入に対する委託金<br>交付申請による減額            |
| 小計          |                                                 | 1,464  | △ 65    | 1,399  |                                            |
| 体育施設管理事業    | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>保健体育使用料<br>社会体育施設使用料   | 3,452  | △ 485   | 2,967  | 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減による使用料の減収            |
|             | 諸収入 雑入<br>雑入<br>雑入<br>スポーツ施設等整備事業助成金            | 9,258  | △ 1,852 | 7,406  | 柏谷公園野球場夜間照明LED化省エネ改修事業に対する助成金<br>交付決定による減額 |
| 小計          |                                                 | 12,710 | △ 2,337 | 10,373 |                                            |
| 運動公園等管理事業   | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>保健体育使用料<br>有料公園等施設使用料  | 4,945  | △ 500   | 4,445  | 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減による使用料の減収            |
| 小計          |                                                 | 4,945  | △ 500   | 4,445  |                                            |
| 木立キャンプ場管理事業 | 使用料及び手数料 使用料<br>教育使用料<br>保健体育使用料<br>キャンプ場施設使用料  | 279    | △ 172   | 107    | 新型コロナウイルス感染症の影響、利用制限による利用者減による使用料<br>の減収   |
| 小計          |                                                 | 279    | △ 172   | 107    |                                            |
| 合計          |                                                 | 39,187 | △ 7,956 | 31,231 |                                            |

令和4年度 生涯学習課補正予算（第10号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

| 事業名            | 歳出科目                | 補正前予算額 | 補正額   | 補正後予算額 | 説 明                                       |
|----------------|---------------------|--------|-------|--------|-------------------------------------------|
| 農村環境改善センター管理事業 | 役務費<br>通信運搬費        | 172    | △ 65  | 107    | 事業実績による減額                                 |
|                | 委託料<br>施設管理委託料      | 3,466  | △ 190 | 3,276  | 清掃業務委託、消防用設備等点検業務委託、冷房フロン漏洩点検業務委託の契約差金の減額 |
| 小 計            |                     | 3,638  | △ 255 | 3,383  |                                           |
| 社会教育総務事務事業     | 共済費<br>会計年度任用職員保険料  | 815    | △ 22  | 793    | 総務課資料による減額                                |
| 小 計            |                     | 815    | △ 22  | 793    |                                           |
| コミュニティ推進事業     | 旅費<br>普通旅費          | 6      | △ 6   | 0      | 該当説明会開催無のため減額                             |
|                | 委託料<br>施設管理委託料      | 5,331  | △ 64  | 5,267  | 清掃業務委託の契約差金の減額                            |
|                | 負担金補助及び交付金<br>補助金   | 180    | △ 120 | 60     | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うシャギリ保存事業補助対象団体の活動縮小による減額 |
|                | 負担金補助及び交付金<br>交付金   | 570    | △ 400 | 170    | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各区体育大会等の中止による減額          |
| 小 計            |                     | 6,087  | △ 590 | 5,497  |                                           |
| 文化センター管理事業     | 需用費<br>修繕料          | 1,169  | 399   | 1,568  | 文化センター2階障害者用トイレ扉修繕実施による増額                 |
|                | 使用料及び賃借料<br>複写機等使用料 | 336    | 31    | 367    | 男女共同参画計画冊子等の印刷により生じた複写機使用料の不足分の増額         |
|                | 工事請負費<br>工事請負費      | 2,567  | △ 64  | 2,503  | 文化センター施設内工事の契約差金の減額                       |
|                | 償還金利子及び割引料<br>償還金   | 30     | △ 30  | 0      | 事業実績による減額                                 |
| 小 計            |                     | 4,102  | 336   | 4,438  |                                           |

| 事業名      | 歳出科目                  | 補正前予算額 | 補正額   | 補正後予算額 | 説 明                                                                       |
|----------|-----------------------|--------|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 生涯学習推進事業 | 報償費<br>報償金            | 505    | △ 76  | 429    | チャレンジ大学、男女共同参画推進事業終了による講師謝金の差金の減額                                         |
|          | 報償費<br>記念品            | 424    | △ 55  | 369    | はたちの集い記念品の購入差金の減額                                                         |
|          | 需用費<br>印刷製本費          | 627    | △ 60  | 567    | はたちの集いしおり、かななみ学びの杜講座募集案内印刷の契約差金の減額                                        |
|          | 役務費<br>賠償補償保険料        | 3      | △ 3   | 0      | 家庭教育支援講演会託児ボランティア実施無による減額                                                 |
|          | 負担金補助及び交付金<br>補助金     | 1,232  | △ 231 | 1,001  | 函南町歩こう会解散、函南町PTA連絡協議会教育研修事業終了による減額、新型コロナウイルス感染症対策による子ども会の活動自粛による事業実績による減額 |
| 小 計      |                       | 2,791  | △ 425 | 2,366  |                                                                           |
| 文化財保護事業  | 委託料<br>事務事業委託料        | 9,306  | △ 825 | 8,481  | 史跡箱根旧街道災害復旧整備計画策定業務委託、測量業務委託の契約差金の減額                                      |
| 小 計      |                       | 9,306  | △ 825 | 8,481  |                                                                           |
| 文化財調査事業  | 報酬<br>会計年度任用職員報酬      | 1,913  | △ 79  | 1,834  | 発掘調査(受託分)の事業実績による普通作業員報酬の減額                                               |
|          | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末手当 | 362    | △ 21  | 341    | 事業実績による減額                                                                 |
|          | 共済費<br>会計年度任用職員保険料    | 319    | 6     | 325    | 保険料の精査による不足分の増額                                                           |
|          | 旅費<br>会計年度任用職員費用弁償    | 52     | △ 1   | 51     | 発掘調査(受託分)の事業実績による普通作業員費用弁償の減額                                             |
|          | 需用費<br>印刷製本費          | 1,034  | △ 275 | 759    | 寺尾原遺跡発掘報告書印刷代の差金の減額                                                       |
|          | 委託料<br>事務事業委託料        | 2,189  | △ 44  | 2,145  | 伊豆通信病院敷地内遺跡整理作業業務委託の契約差金の減額                                               |
|          | 使用料及び賃借料<br>賃借料       | 465    | △ 222 | 243    | 発掘調査(受託分)の事業実績による重機賃借料の減額                                                 |
| 小 計      |                       | 6,334  | △ 636 | 5,698  |                                                                           |

## 歳 出

単位：千円

| 事業名        | 歳出科目                  | 補正前予算額 | 補正額   | 補正後予算額 | 説 明                                            |
|------------|-----------------------|--------|-------|--------|------------------------------------------------|
| 図書館等管理事業   | 報酬<br>会計年度任用職員報酬      | 23,508 | △ 458 | 23,050 | 年度途中退職者分の報酬の減額                                 |
|            | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末手当 | 4,774  | △ 454 | 4,320  | 事業実績による減額                                      |
|            | 共済費<br>会計年度任用職員保険料    | 4,447  | △ 130 | 4,317  | 総務課資料による減額                                     |
|            | 旅費<br>会計年度任用職員費用弁償    | 882    | △ 90  | 792    | 退職者及び通勤手段等変更による差額の減額                           |
|            | 需用費<br>光熱水費           | 11,596 | 358   | 11,954 | 電気料高騰による不足分の増額                                 |
|            | 小 計                   | 45,207 | △ 774 | 44,433 |                                                |
| 仏の里美術館管理事業 | 職員手当等<br>会計年度任用職員期末手当 | 933    | △ 67  | 866    | 事業実績による減額                                      |
|            | 共済費<br>会計年度任用職員保険料    | 849    | 16    | 865    | 保険料の精査による不足分の増額                                |
|            | 委託料<br>施設管理委託料        | 3,204  | △ 58  | 3,146  | 機械警備業務委託、館内清掃業務委託の契約差金の減額                      |
|            | 使用料及び賃借料<br>賃借料       | 192    | △ 101 | 91     | 複合機リース契約継続不要による減額                              |
|            | 小 計                   | 5,178  | △ 210 | 4,968  |                                                |
| 社会体育総務事務事業 | 報酬<br>委員報酬            | 127    | △ 33  | 94     | 報酬支払非該当者分の減額                                   |
|            | 旅費<br>費用弁償            | 42     | △ 11  | 31     | 費用弁償支払非該当者分の減額                                 |
|            | 旅費<br>普通旅費            | 138    | △ 54  | 84     | 新型コロナウイルス感染症対策によるウェブ会議や会議の中止による減額              |
|            | 需用費<br>被服費            | 329    | △ 119 | 210    | 事業実績による減額                                      |
|            | 使用料及び賃借料<br>自動車借り上げ料  | 249    | △ 249 | 0      | 新型コロナウイルス感染症対策による市町駅伝競走大会の応援自粛によるバス借り上げ中止による減額 |
|            | 備品購入費<br>庁用器具費        | 1,544  | △ 72  | 1,472  | 事業実績による契約差金の減額                                 |
|            | 小 計                   | 2,429  | △ 538 | 1,891  |                                                |

## 歳 出

単位：千円

| 事業名         | 歳出科目                      | 補正前予算額  | 補正額     | 補正後予算額  | 説 明                                |
|-------------|---------------------------|---------|---------|---------|------------------------------------|
| 体育施設管理事業    | 需用費<br>修繕料                | 1,475   | 230     | 1,705   | 特定建築物調査により指摘された函南町体育館非常用照明の改修費用を増額 |
|             | 役務費<br>通信運搬費              | 174     | △ 32    | 142     | 事業実績による減額                          |
|             | 償還金利子及び割引料<br>償還金         | 10      | △ 10    | 0       | 事業実績による減額                          |
| 小 計         |                           | 1,659   | 188     | 1,847   |                                    |
| 運動公園等管理事業   | 職員手当等<br>会計年度任用職員期<br>末手当 | 2,310   | △ 149   | 2,161   | 事業実績による減額                          |
|             | 共済費<br>会計年度任用職員保<br>険料    | 1,970   | 101     | 2,071   | 保険料の精査による不足分の増額                    |
|             | 工事請負費<br>工事請負費            | 14,402  | △ 1,298 | 13,104  | 柏谷公園野球場夜間照明LED化工事の契約差金の減額          |
|             | 償還金利子及び割引料<br>償還金         | 22      | △ 15    | 7       | 事業実績による減額                          |
| 小 計         |                           | 18,704  | △ 1,361 | 17,343  |                                    |
| 木立キャンプ場管理事業 | 委託料<br>施設管理委託料            | 1,493   | △ 540   | 953     | 事業実績による減額                          |
| 小 計         |                           | 1,493   | △ 540   | 953     |                                    |
| 合 計         |                           | 107,743 | △ 5,652 | 102,091 |                                    |

## 議案第 5 号

### 令和 5 年度函南町一般会計「教育費」予算について

令和 5 年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 1 月 25 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

### 提案理由

令和 5 年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

# 令和 5 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会  
学校教育課

# 令和5年度 学校教育課当初予算説明資料(歳入)

(単位：千円)

| 財源充当先事業名     | 歳入科目  | 事業名                       | 本年度予算額  | 前年度予算額 | 増減      |
|--------------|-------|---------------------------|---------|--------|---------|
| 事務局事務事業      | 国庫支出金 | 教育支援体制整備事業費交付金            | 0       | 2,068  | △ 2,068 |
|              | 国庫支出金 | 公立学校情報機器整備費補助金            | 0       | 1,456  | △ 1,456 |
|              | 県支出金  | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金      | 440     | 470    | △ 30    |
|              | 小計    |                           | 440     | 3,994  | △ 3,554 |
| 教育支援センター事務事業 | 寄付金   | ふるさと納税寄付金(教育・人づくり及び子育て支援) | 9,660   | 5,000  | 4,660   |
|              | 小計    |                           | 9,660   | 5,000  | 4,660   |
| 幼児教育センター事務事業 | 国庫支出金 | 教育支援体制整備事業費交付金            | 2,736   | 0      | 2,736   |
|              | 小計    |                           | 2,736   | 0      | 2,736   |
| 小学校管理事業      | 国庫支出金 | 教育支援体制整備事業費補助金            | 710     | 802    | △ 92    |
|              | 財産収入  | 木材売払収入                    | 1,236   | 0      | 1,236   |
|              | 繰入金   | 町立学校建設基金繰入金               | 44,000  | 13,000 | 31,000  |
|              | 諸収入   | 雑入 線下補償料地元交付金             | 12      | 12     | 0       |
|              | 町債    | 公共施設等適正管理推進事業債            | 34,200  | 0      | 34,200  |
|              | 小計    |                           | 80,158  | 13,814 | 66,344  |
| 小学校教育振興事業    | 国庫支出金 | 要保護児童生徒援助費補助金             | 78      | 11     | 67      |
|              | 国庫支出金 | 特別支援教育就学奨励費補助金            | 1,092   | 615    | 477     |
|              | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金   | 0       | 1,571  | △ 1,571 |
|              | 小計    |                           | 1,170   | 2,197  | △ 1,027 |
| 中学校管理事業      | 繰入金   | 町立学校建設基金繰入金               | 10,000  | 7,000  | 3,000   |
|              | 諸収入   | 雑入 公衆電話使用料                | 1       | 0      | 1       |
|              | 諸収入   | 雑入 私用電話料                  | 1       | 1      | 0       |
|              | 小計    |                           | 10,002  | 7,001  | 3,001   |
| 中学校教育振興事業    | 国庫支出金 | 要保護児童生徒援助費補助金             | 31      | 91     | △ 60    |
|              | 国庫支出金 | 特別支援教育就学奨励費補助金            | 873     | 600    | 273     |
|              | 国庫支出金 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金   | 0       | 628    | △ 628   |
|              | 小計    |                           | 904     | 1,319  | △ 415   |
|              | 合計    |                           | 105,070 | 33,325 | 71,745  |

## 令和5年度 学校教育課当初予算説明資料（歳出）

### ■教育委員会事務事業

- ・教育委員会、就学支援委員会、いじめ防止等生徒指導連絡協議会及びいじめ問題対策専門委員会の委員報酬
- ・教育委員会：年12回、総合教育会議：年2回、就学支援委員会：年4回、いじめ防止等生徒指導連絡協議会：年2回の開催を予定
- ・町内小中学校教職員の研究活動奨励補助

（単位：千円）

| 歳出科目          | 細 節                                            | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|---------------|------------------------------------------------|--------|--------|-----|----|
| 01 報酬         | 教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員報酬   | 1,199  | 1,098  | 101 |    |
| 07 報償費        | 記念品                                            | 5      | 5      | 0   |    |
| 08 旅費         | 教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員費用弁償 | 316    | 304    | 12  |    |
| 09 交際費        | 交際費                                            | 10     | 10     | 0   |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 県市町教育委員会連絡協議会負担金・町教育研究会事業費補助金等                 | 733    | 733    | 0   |    |
| 合 計           |                                                | 2,263  | 2,150  | 113 |    |

### ■事務局事務事業

- ・教育委員会事務局の運営に要する経費
- ・教育長、職員の人件費、指導主事・ICT学習支援員の会計年度任用職員報酬等
- ・就学時健康診断業務委託や田方地区教員研修協議会の負担金等

（単位：千円）

| 歳出科目          | 細 節                          | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額     | 備考 |
|---------------|------------------------------|---------|---------|---------|----|
| 01 報酬         | 結核対策委員・学校運営協議会委員・会計年度任用職員等報酬 | 4,701   | 9,590   | △ 4,889 |    |
| 02 給料         | 教育長、一般職給                     | 42,888  | 39,198  | 3,690   |    |
| 03 職員手当等      | 期末手当、勤勉手当等                   | 45,445  | 43,248  | 2,197   |    |
| 04 共済費        | 職員共済組合負担金、会計年度任用職員保険料        | 13,833  | 13,451  | 382     |    |
| 07 報償費        | 地域学校協働活動推進員・支援員謝金等           | 524     | 663     | △ 139   |    |
| 08 旅費         | 費用弁償・職員普通旅費                  | 1,017   | 306     | 711     |    |
| 10 需用費        | 消耗品費、印刷製本費、図書雑誌費             | 692     | 1,884   | △ 1,192 |    |
| 11 役務費        | 通信運搬費等                       | 406     | 406     | 0       |    |
| 12 委託料        | 就学時健康診断委託料                   | 184     | 184     | 0       |    |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料、AEDリース（全校分）          | 810     | 633     | 177     |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 田方地区教員研修協議会負担金等              | 2,017   | 2,017   | 0       |    |
| 21 補償補填金及び賠償金 | 授業目的公衆送信補償金                  | 427     | 386     | 41      |    |
| 合 計           |                              | 112,944 | 111,966 | 978     |    |

## ■教育支援センター事務事業

- ・教育支援センターの運営に要する経費
- ・教育支援相談員、発達相談員、チーフカウンセラー、適応指導教室指導員等の会計年度任用職員報酬等
- ・教育支援センターの備品購入費

(単位：千円)

| 歳出科目          | 細 節                    | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額     | 備考      |
|---------------|------------------------|--------|--------|---------|---------|
| 01 報酬         | 会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬 | 19,466 | 14,555 | 4,911   |         |
| 03 職員手当等      | 会計年度任用職員期末手当           | 3,876  | 3,068  | 808     |         |
| 04 共済費        | 会計年度任用職員保険料等           | 0      | 3,213  | △ 3,213 | 総務課にて計上 |
| 08 旅費         | 費用弁償・職員普通旅費            | 344    | 238    | 106     |         |
| 10 需用費        | 消耗品費、図書雑誌費             | 192    | 186    | 6       |         |
| 11 役務費        | 通信運搬費                  | 127    | 113    | 14      |         |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料                | 118    | 98     | 20      |         |
| 17 備品購入費      | 庁用器具費                  | 93     | 347    | △ 254   | 多目的テーブル |
| 18 負担金補助及び交付金 | 全国適応指導教室連絡協議会負担金       | 5      | 5      | 0       |         |
| 合 計           |                        | 24,221 | 21,823 | 2,398   |         |

## ■幼児教育センター事務事業・・・（新設）

- ・幼児教育センターの運営に要する経費
- ・幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザーの会計年度任用職員報酬等
- ・保育者向け研修等の運営費用

(単位：千円)

| 歳出科目     | 細 節                    | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備考 |
|----------|------------------------|--------|--------|-------|----|
| 01 報酬    | 会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬 | 4,795  | 0      | 4,795 |    |
| 03 職員手当等 | 会計年度任用職員期末手当           | 356    | 0      | 356   |    |
| 07 報償費   | 教育講演会講師謝金              | 100    | 0      | 100   |    |
| 08 旅費    | 費用弁償・職員普通旅費            | 130    | 0      | 130   |    |
| 10 需用費   | 消耗品費、パンフレット印刷費、図書雑誌費   | 96     | 0      | 96    |    |
| 合 計      |                        | 5,477  | 0      | 5,477 |    |

## ■小学校管理事業

- ・各学校の管理運営に要する経費
- ・委託は西小学校長寿命化改修工事設計業務委託を、工事は各小学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

| 歳出科目          | 細 節                    | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額     | 備考 |
|---------------|------------------------|---------|---------|---------|----|
| 01 報酬         | 会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬 | 42,623  | 43,981  | △ 1,358 |    |
| 02 給料         | 一般職給                   | 11,797  | 13,816  | △ 2,019 |    |
| 03 職員手当等      | 期末手当、勤勉手当等             | 13,823  | 15,068  | △ 1,245 |    |
| 04 共済費        | 一般職共済組合負担金             | 3,392   | 9,915   | △ 6,523 |    |
| 07 報償費        | 校医等謝金                  | 1,891   | 1,892   | -△ 1    |    |
| 08 旅費         | 費用弁償・職員普通旅費            | 1,233   | 1,399   | △ 166   |    |
| 10 需用費        | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等     | 67,012  | 57,687  | 9,325   |    |
| 11 役務費        | 通信運搬費、調理器清掃等各種手数料      | 13,404  | 13,076  | 328     |    |
| 12 委託料        | 施設管理・事務事業・医務事業・設計監理    | 164,247 | 120,717 | 43,530  |    |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等   | 42,488  | 47,347  | △ 4,859 |    |
| 14 工事請負費      | 各校改修工事等                | 28,000  | 15,000  | 13,000  |    |
| 15 原材料費       | 維持修繕用原材料(土砂等)          | 600     | 400     | 200     |    |
| 17 備品購入費      | 給食・保健・一般管理備品           | 21,253  | 7,000   | 14,253  |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 県学校給食栄養士会負担金等          | 1,217   | 1,203   | 14      |    |
| 合 計           |                        | 412,980 | 348,501 | 64,479  |    |

## ■各小学校管理事業

- ・各小学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

| 歳出科目   | 細 節     | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|--------|---------|--------|--------|-----|----|
| 10 需用費 | 01 消耗品費 | 8,208  | 7,969  | 239 |    |

## 小学校管理事業合計

(単位：千円)

| 学校管理費合計 | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額    | 備考 |
|---------|---------|---------|--------|----|
|         | 421,188 | 356,470 | 64,718 |    |

## ■小学校教育振興事業

- ・各小学校の教育振興に要する経費
- ・小学校の外国人語学指導助手（ALT・4人）委託、備品は家庭科・体育・音楽・算数・特別支援用等の教材を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

(単位：千円)

| 歳出科目          | 細 節                      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額     | 備考 |
|---------------|--------------------------|--------|--------|---------|----|
| 07 報償費        | 教育講師謝金、卒業記念品             | 493    | 393    | 100     |    |
| 10 需用費        | 印刷製本費、修繕費、図書雑誌費          | 3,046  | 3,335  | △ 289   |    |
| 11 役務費        | 通信運搬費、教材調整・研磨・知能検査手数料    | 2,782  | 2,616  | 166     |    |
| 12 委託料        | ALT、GIGAスクール端末保守管理業務委託料等 | 25,590 | 26,007 | △ 417   |    |
| 13 使用料及賃借料    | OA機器賃借料                  | 5,217  | 10,722 | △ 5,505 |    |
| 17 備品購入費      | 教材用備品購入費                 | 5,277  | 2,000  | 3,277   |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 校長会負担金等                  | 1,496  | 1,406  | 90      |    |
| 19 扶助費        | 就学援助費                    | 8,790  | 5,665  | 3,125   |    |
| 合 計           |                          | 52,691 | 52,144 | 547     |    |

5

## ■各小学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する各種消耗品等の購入

(単位：千円)

| 歳出科目   | 細 節     | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|--------|---------|--------|--------|-----|----|
| 10 需用費 | 01 消耗品費 | 2,697  | 2,567  | 130 |    |

## 小学校教育振興事業合計

(単位：千円)

| 教育振興費合計 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|---------|--------|--------|-----|----|
|         | 55,388 | 54,711 | 677 |    |

## ■中学校管理事業

- ・各中学校の管理運営に要する経費
- ・工事は、各中学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

| 歳出科目          | 細 節                    | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額     | 備考 |
|---------------|------------------------|---------|---------|---------|----|
| 01 報酬         | 会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬 | 15,706  | 12,176  | 3,530   |    |
| 02 給料         | 一般職給                   | 10,114  | 10,605  | △ 491   |    |
| 03 職員手当等      | 期末手当、勤勉手当等             | 7,821   | 7,777   | 44      |    |
| 04 共済費        | 一般職共済組合負担金             | 3,050   | 5,595   | △ 2,545 |    |
| 07 報償費        | 校医等謝金                  | 904     | 901     | 3       |    |
| 08 旅費         | 職員普通旅費、会計年度任用職員費用弁償等   | 302     | 258     | 44      |    |
| 10 需用費        | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等     | 42,052  | 35,712  | 6,340   |    |
| 11 役務費        | 通信運搬費、調理器清掃等各種手数料      | 6,505   | 7,150   | △ 645   |    |
| 12 委託料        | 施設管理・事務事業・医務事業         | 81,330  | 78,831  | 2,499   |    |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等   | 18,216  | 18,543  | △ 327   |    |
| 14 工事請負費      | 各校改修工事等                | 10,000  | 9,000   | 1,000   |    |
| 15 原材料費       | 維持修繕用原材料（土砂等）          | 420     | 400     | 20      |    |
| 17 備品購入費      | 給食・保健・一般管理備品           | 1,447   | 2,200   | △ 753   |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 県学校給食栄養士会負担金他          | 603     | 606     | △ 3     |    |
| 合 計           |                        | 198,470 | 189,754 | 8,716   |    |

## ■各中学校管理事業

- ・各小学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

| 歳出科目   | 細 節  | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|--------|------|--------|--------|-----|----|
| 10 需用費 | 消耗品費 | 3,842  | 3,730  | 112 |    |

## 中学校管理事業合計

(単位：千円)

| 学校管理費合計 | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額   | 備考 |
|---------|---------|---------|-------|----|
|         | 202,312 | 193,484 | 8,828 |    |

## ■ 中学校教育振興事業

- ・各中学校の教育振興に要する経費
- ・中学校の外国人語学指導助手（ALT・2人）委託、備品は理科、保健体育、特別支援等の教育備品を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

(単位：千円)

| 歳出科目          | 細 節               | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備考 |
|---------------|-------------------|--------|--------|-------|----|
| 07 報償費        | 教育講師謝金、卒業記念品      | 432    | 409    | 23    |    |
| 10 需用費        | 修繕費、図書雑誌費等        | 2,359  | 2,387  | △ 28  |    |
| 11 役務費        | 通信運搬費等            | 1,447  | 1,529  | △ 82  |    |
| 12 委託料        | 外国人語学指導助手(ALT)委託料 | 11,777 | 12,331 | △ 554 |    |
| 13 使用料及賃借料    | OA機器賃借料           | 7,101  | 6,345  | 756   |    |
| 17 備品購入費      | 教材用備品             | 3,500  | 600    | 2,900 |    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 校長会負担金等           | 5,264  | 5,412  | △ 148 |    |
| 19 扶助費        | 就学援助費             | 9,472  | 6,851  | 2,621 |    |
| 合 計           |                   | 41,352 | 35,864 | 5,488 |    |

## ■ 各中学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する消耗品等の購入

(単位：千円)

| 歳出科目   | 細 節  | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額 | 備考 |
|--------|------|--------|--------|-----|----|
| 10 需用費 | 消耗品費 | 2,258  | 2,150  | 108 |    |

## 中学校教育振興事業合計

(単位：千円)

| 教育振興費合計 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備考 |
|---------|--------|--------|-------|----|
|         | 43,610 | 38,014 | 5,596 |    |

## 学校教育課全体

(単位：千円)

| 学校教育課合計 | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額    | 備考 |
|---------|---------|---------|--------|----|
|         | 867,403 | 778,618 | 88,785 |    |

# 令和 5 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会  
生涯学習課

# 令和5年度生涯学習課当初予算説明資料（歳入）

（単位：千円）

| 財源充当先事業名       | 収入科目     | 事業名                   | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増 減    |
|----------------|----------|-----------------------|--------|--------|--------|
| 農村環境改善センター管理事業 | 使用料及び手数料 | 農村環境改善センター使用料         | 1      | 63     | △ 62   |
|                | 諸収入      | 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金 | 0      | 630    | △ 630  |
|                | 小 計      |                       | 1      | 693    | △ 692  |
| コミュニティー推進事業    | 使用料及び手数料 | 西部コミュニティーセンター使用料      | 1,132  | 1,331  | △ 199  |
|                | 県支出金     | 地震・津波対策等減災交付金         | 0      | 306    | △ 306  |
|                | 諸収入      | 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金 | 1,246  | 0      | 1,246  |
|                | 小 計      |                       | 2,378  | 1,637  | 741    |
| ふれあいセンター管理事業   | 町債       | 公共施設等適正管理推進事業債        | 20,900 | 0      | 20,900 |
|                | 小 計      |                       | 20,900 | 0      | 20,900 |
| 文化センター管理事業     | 使用料及び手数料 | 文化センター使用料             | 2,836  | 3,259  | △ 423  |
|                | 諸収入      | 公衆電話使用料               | 1      | 0      | 1      |
|                | 諸収入      | 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金 | 724    | 108    | 616    |
|                | 小 計      |                       | 3,561  | 3,367  | 194    |
| 生涯学習推進事業       | 県支出金     | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金  | 370    | 438    | △ 68   |
|                | 諸収入      | 生涯学習塾音楽著作権使用料         | 4      | 1      | 3      |
|                | 小 計      |                       | 374    | 439    | △ 65   |
| 文化財保護事業        | 国庫支出金    | 文化財保護事業費補助金           | 9,086  | 6,727  | 2,359  |
|                | 県支出金     | 文化財保護事業費補助金           | 1,298  | 1,666  | △ 368  |
|                | 諸収入      | 函南町誌代金                | 6      | 8      | △ 2    |
|                | 小 計      |                       | 10,390 | 8,401  | 1,989  |

| 財源充当先事業名    | 収入科目     | 事業名                   | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増 減     |
|-------------|----------|-----------------------|--------|--------|---------|
| 文化財調査事業     | 諸収入      | 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入       | 318    | 305    | 13      |
|             | 小 計      |                       | 318    | 305    | 13      |
| 図書館等管理事業    | 諸収入      | 地域づくり推進事業助成金          | 300    | 0      | 300     |
|             | 小 計      |                       | 300    | 0      | 300     |
| 仏の里美術館管理事業  | 使用料及び手数料 | かんなみ仏の里美術館観覧料         | 2,848  | 3,537  | △ 689   |
|             | 諸収入      | 仏の里美術館太陽光発電売電収入       | 25     | 95     | △ 70    |
|             | 諸収入      | 仏の里美術館絵はがき等代金         | 890    | 1,241  | △ 351   |
|             | 諸収入      | 仏の里美術館ふるさと納税返礼品収入     | 1      | 1      | 0       |
|             | 諸収入      | 地域づくり推進事業助成金          | 65     | 55     | 10      |
|             | 小 計      |                       | 3,829  | 4,929  | △ 1,100 |
| 体育施設管理事業    | 使用料及び手数料 | 社会体育施設使用料             | 3,195  | 3,452  | △ 257   |
|             | 諸収入      | 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金 | 1,287  | 0      | 1,287   |
|             | 小 計      |                       | 4,482  | 3,452  | 1,030   |
| 運動公園等管理事業   | 使用料及び手数料 | 有料公園施設使用料             | 4,467  | 4,945  | △ 478   |
|             | 諸収入      | スポーツ施設等整備事業助成金        | 0      | 9,258  | △ 9,258 |
|             | 小 計      |                       | 4,467  | 14,203 | △ 9,736 |
| 木立キャンプ場管理事業 | 使用料及び手数料 | キャンプ場施設使用料            | 277    | 279    | △ 2     |
|             | 小 計      |                       | 277    | 279    | △ 2     |
|             | 合 計      |                       | 51,277 | 37,705 | 13,572  |

## 令和5年度生涯学習課当初予算説明資料（歳出）

### ■農村環境改善センター管理事業

・農村環境改善センターの維持管理運営に要する経費。

（単位：千円）

| 予 算 科 目     | 細 節                   | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額  | 備 考 |
|-------------|-----------------------|--------|--------|------|-----|
| 10 需用費      | 消耗品費、光熱水費、修繕料         | 2,490  | 1,962  | 528  |     |
| 11 役務費      | 通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、雨樋清掃) | 846    | 900    | △ 54 |     |
| 12 委託料      | 施設管理委託料               | 3,306  | 3,309  | △ 3  |     |
| 13 使用料及び賃借料 | テレビ受信料、賃借料、借地料        | 439    | 440    | △ 1  |     |
| 14 工事請負費    | 非常放送設備改修工事            | 1,210  | 1,298  | △ 88 |     |
| 17 備品購入費    | 消火器                   | 13     | 0      | 13   |     |
| 合 計         |                       | 8,304  | 7,909  | 395  |     |

### ■社会教育総務事務事業

・生涯学習推進のための社会教育事業に携わる職員の人件費。

・社会教育委員会：年間3回の開催を予定。

・生涯学習施設共通システム用機器賃借料、システム使用料。

（単位：千円）

| 予 算 科 目       | 細 節                                   | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|---------------|---------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 01 報酬         | 社会教育委員報酬9人、社会教育指導員1人、<br>会計年度任用職員報酬3人 | 5,056  | 4,154  | 902   |     |
| 02 給料         | 一般職給 課長以下10人                          | 40,781 | 40,440 | 341   |     |
| 03 職員手当等      | 期末手当、勤勉手当、会計年度任用職員期末手当等               | 22,075 | 21,601 | 474   |     |
| 04 共済費        | 一般職共済組合負担金                            | 12,631 | 12,872 | △ 241 |     |
| 08 旅費         | 費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償                | 291    | 220    | 71    |     |
| 11 役務費        | 施設予約システム インターネット利用料                   | 53     | 0      | 53    |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 施設予約クラウドシステム使用料、システム機器賃借料             | 1,917  | 1,416  | 501   |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | 県社会教育委員連絡協議会会費、東部社会教育振興協議会負担金         | 159    | 160    | △ 1   |     |
| 合 計           |                                       | 82,963 | 80,863 | 2,100 |     |

# ■コミュニティ推進事業

・西部コミュニティセンターの維持管理運営に要する経費。

・シャギリ保存事業費補助金(6団体を予定)。コミュニティ推進事業費補助金(21区を予定)、コミュニティ施設整備費補助金(12区13事業を予定)。(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                                                | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 08 旅費         | 普通旅費                                                               | 6      | 6      | 0     |     |
| 10 需用費        | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料                                                  | 2,941  | 1,840  | 1,101 |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費、手数料                                                          | 269    | 273    | △ 4   |     |
| 12 委託料        | 施設管理委託料、事務事業委託料                                                    | 6,366  | 6,522  | △ 156 |     |
| 13 使用料及び賃借料   | テレビ受信料、賃借料                                                         | 48     | 172    | △ 124 |     |
| 14 工事請負費      | 西部コミュニティセンター照明LED化工事、自動火災報知設備改修工事、多目的ホールトップライト改修工事、多目的ホール入り口建具改修工事 | 4,141  | 921    | 3,220 |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | シャギリ保存事業費補助金、コミュニティ推進事業費交付金<br>コミュニティ施設整備費補助金                      | 5,880  | 4,899  | 981   |     |
| 合 計           |                                                                    | 19,651 | 14,633 | 5,018 |     |

# ■ふれあいセンター管理事業

・ふれあいセンターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

| 予 算 科 目     | 細 節                 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額    | 備 考 |
|-------------|---------------------|--------|--------|--------|-----|
| 10 需用費      | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 | 2,109  | 1,937  | 172    |     |
| 12 委託料      | 施設管理委託料             | 4,456  | 4,477  | △ 21   |     |
| 13 使用料及び賃借料 | 借地料                 | 2,497  | 2,497  | 0      |     |
| 14 工事請負費    | ふれあいセンター解体工事        | 23,238 | 0      | 23,238 |     |
| 合 計         |                     | 32,300 | 8,911  | 23,389 |     |

# ■文化センター管理事業

・文化センターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                          | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額    | 備 考 |
|---------------|----------------------------------------------|--------|--------|--------|-----|
| 10 需用費        | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料                            | 14,954 | 9,721  | 5,233  |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費、手数料(クリーニング代、ピアノ調律手数料、家電リサイクル手数料)       | 563    | 457    | 106    |     |
| 12 委託料        | 施設管理委託料、事務事業委託料                              | 14,741 | 13,529 | 1,212  |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料、テレビ受信料、賃借料、借地料                       | 2,678  | 2,863  | △ 185  |     |
| 14 工事請負費      | 文化センター東面機械室雨漏り改修工事、駐車場スロープ等設置工事、大ホール音響設備改修工事 | 14,743 | 2,567  | 12,176 |     |
| 17 備品購入費      | 消火器                                          | 315    | 0      | 315    |     |
| 22 償還金利子及び割引料 | 文化センター使用料還付金                                 | 30     | 30     | 0      |     |
| 合 計           |                                              | 48,024 | 29,167 | 18,857 |     |

# ■生涯学習推進事業

- ・かなみ学びの杜講座、文化祭、はたちの集い、放課後子どもプラン、青少年健全育成大会等に要する経費。
- ・委託料：文化祭、青少年学習わいわい塾
- ・町内各社会教育団体補助金(女性の会、文化協会、ボーイスカウト、ガールスカウト、単位子ども会等)

(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                                               | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額  | 備 考 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|--------|--------|------|-----|
| 07 報償費        | 報償金(生涯学習講座講師謝金、家庭・青少年教育講師謝金、放課後子どもプラン運営委員報償金) 記念品(はたちの集い、少年の主張発表) | 1,009  | 929    | 80   |     |
| 08 旅費         | 普通旅費                                                              | 49     | 39     | 10   |     |
| 10 需用費        | 消耗品費、食糧費、印刷製本費                                                    | 942    | 824    | 118  |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費、賠償補償保険料                                                     | 41     | 40     | 1    |     |
| 12 委託料        | 事務事業委託料                                                           | 1,731  | 1,460  | 271  |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 生涯学習塾音楽著作物使用料                                                     | 5      | 2      | 3    |     |
| 17 備品購入費      | 青少年健全育成関係横断・懸垂幕                                                   | 91     | 0      | 91   |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | 負担金(県青少年育成会議会費)、補助金                                               | 1,201  | 1,236  | △ 35 |     |
| 合 計           |                                                                   | 5,069  | 4,530  | 539  |     |

# ■文化財保護事業

- ・史跡箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層等の文化財の保護・保全に要する経費。
- ・文化財保護審議会：年間2回の開催を予定。
- ・史跡箱根旧街道災害復旧整備事業を実施。(報償費、旅費、委託料、工事請負費)

(単位:千円)

| 予 算 科 目     | 細 節                                                                            | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 01 報酬       | 文化財保護審議委員報酬6人                                                                  | 80     | 80     | 0     |     |
| 07 報償費      | 文化財清掃謝礼(県・町指定文化財11件)<br>史跡箱根旧街道災害復旧整備委員報償費                                     | 193    | 227    | △ 34  |     |
| 08 旅費       | 費用弁償、普通旅費                                                                      | 368    | 278    | 90    |     |
| 10 需用費      | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料                                                            | 461    | 318    | 143   |     |
| 11 役務費      | 手数料(樹木伐採、浄化槽清掃)                                                                | 1,163  | 1,075  | 88    |     |
| 12 委託料      | 施設管理委託料(丹那断層、柏谷横穴群、箱根旧街道)<br>事務事業委託料(史跡箱根旧街道災害復旧整備に伴う測量・設計業務委託料、安全対策工事設計業務委託料) | 12,879 | 13,096 | △ 217 |     |
| 13 使用料及び賃借料 | 丹那断層駐車場用地借地料                                                                   | 22     | 22     | 0     |     |
| 14 工事請負費    | 史跡箱根旧街道災害復旧に伴う工事、柏谷横穴群工事                                                       | 4,312  | 0      | 4,312 |     |
| 合 計         |                                                                                | 19,478 | 15,096 | 4,382 |     |

# ■文化財調査事業

- ・埋蔵文化財の発掘調査、出土品の調査・整理に要する経費。
- ・伊豆逋信病院敷地内遺跡から出土した遺物等の整理作業を委託。

(単位:千円)

| 予 算 科 目     | 細 節                                | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|-------------|------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 01 報酬       | 会計年度任用職員報酬(文化財整理室)1人、発掘調査作業員6人     | 1,962  | 1,918  | 44    |     |
| 03 職員手当等    | 会計年度任用職員期末手当                       | 355    | 362    | △ 7   |     |
| 04 共済費      | 会計年度任用職員保険料                        | 0      | 317    | △ 317 |     |
| 08 旅費       | 会計年度任用職員費用弁償                       | 52     | 52     | 0     |     |
| 10 需用費      | 消耗品費、印刷製本費、修繕料                     | 193    | 1,189  | △ 996 |     |
| 11 役務費      | 通信運搬費(文化財整理室電話料)、賠償補償保険料(作業員労災保険料) | 376    | 50     | 326   |     |
| 12 委託料      | 伊豆逋信病院敷地内遺跡整理作業業務委託                | 3,409  | 2,189  | 1,220 |     |
| 13 使用料及び賃借料 | 賃借料                                | 494    | 465    | 29    |     |
| 合 計         |                                    | 6,841  | 6,542  | 299   |     |

# ■図書館等管理事業

- ・かなみ知恵の和館の維持管理運営に要する経費と、町立図書館の運営に要する経費。
- ・図書館協議会：年間2回開催予定。
- ・図書館データベース使用料、貸出業務用図書館システム使用料。
- ・町制60周年・知恵の和館10周年記念事業を実施予定。

(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額     | 備 考 |
|---------------|------------------------------------------|--------|--------|---------|-----|
| 01 報酬         | 図書館協議会委員報酬7人×2回<br>会計年度任用職員報酬(司書6人・事務5人) | 21,677 | 21,978 | △ 301   |     |
| 03 職員手当等      | 会計年度任用職員期末手当                             | 4,176  | 4,774  | △ 598   |     |
| 04 共済費        | 会計年度任用職員保険料                              | 0      | 4,157  | △ 4,157 |     |
| 07 報償費        | 研修会講師謝金                                  | 390    | 99     | 291     |     |
| 08 旅費         | 費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償                   | 810    | 977    | △ 167   |     |
| 10 需用費        | 消耗品費、光熱水費、修繕料、図書雑誌費、法規追録代                | 16,376 | 11,831 | 4,545   |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費、手数料、賠償補償保険料(図書館ボランティア傷害保険)         | 973    | 894    | 79      |     |
| 12 委託料        | 施設管理委託料、事務事業委託料                          | 11,137 | 11,101 | 36      |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 使用料、複写機等使用料、OA機器賃借料、テレビ受信料、賃借料、<br>借地料   | 14,185 | 12,389 | 1,796   |     |
| 14 工事請負費      | 知恵の和館電話設備更改工事、自動ドア防護柵設置工事                | 1,716  | 0      | 1,716   |     |
| 17 備品購入費      | 図書購入費(新刊書、視聴覚資料)                         | 5,000  | 5,000  | 0       |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | 負担金(県図書館協会、視覚障害者情報総合ネットワーク負担金等)          | 117    | 122    | △ 5     |     |
| 合 計           |                                          | 76,557 | 73,322 | 3,235   |     |

■仏の里美術館管理事業

- ・かんなみ仏の里美術館の維持管理運営に要する経費。
- ・かんなみ仏の里美術館運営審議会：年間2回開催予定。
- ・町制60周年記念講演会を実施予定。

(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                                  | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|---------------|------------------------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 01 報酬         | 美術館運営審議会委員報酬9人、会計年度任用職員報酬4人                          | 6,130  | 6,089  | 41    |     |
| 03 職員手当等      | 会計年度任用職員期末手当                                         | 929    | 933    | △ 4   |     |
| 04 共済費        | 会計年度任用職員保険料                                          | 0      | 841    | △ 841 |     |
| 07 報償費        | ボランティアガイド養成講座講師謝金、町制60周年記念講演会講師謝金                    | 324    | 324    | 0     |     |
| 08 旅費         | 費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償                               | 599    | 616    | △ 17  |     |
| 10 需用費        | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料                              | 4,254  | 3,245  | 1,009 |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費、広告料、手数料(仏像調湿保存剤詰替え等)<br>賠償補償保険料(ボランティアガイド賠償保険) | 1,306  | 1,403  | △ 97  |     |
| 12 委託料        | 施設管理委託料、物品管理委託料                                      | 3,246  | 3,204  | 42    |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 複写機等使用料、賃借料、OA機器賃借料、借地料(駐車場用地)                       | 548    | 682    | △ 134 |     |
| 14 工事請負費      | 阿弥陀展示棟室外機改修工事                                        | 572    | 0      | 572   |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | 県博物館協会会費、キッズアートプロジェクト加盟会費                            | 48     | 48     | 0     |     |
| 合 計           |                                                      | 17,956 | 17,385 | 571   |     |

# ■社会体育総務事務事業

- ・スポーツのまち宣言推進事業として、各種スポーツ教室等の開催費用と体育普及を促進するための経費。
- ・スポーツ推進審議会：年間3回開催予定。
- ・スポーツ推進委員活動事務事業委託料、静岡県市町対抗駅伝競走大会業務委託料
- ・町内各社会教育団体補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)
- ・町制60周年記念事業を実施予定

(単位:千円)

| 予 算 科 目       | 細 節                                                            | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額     | 備 考 |
|---------------|----------------------------------------------------------------|--------|--------|---------|-----|
| 01 報酬         | スポーツ推進審議会委員報酬7人                                                | 101    | 127    | △ 26    |     |
| 02 給料         | 一般職給 職員3人                                                      | 9,501  | 12,392 | △ 2,891 |     |
| 03 職員手当等      | 住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当                                    | 5,490  | 7,143  | △ 1,653 |     |
| 04 共済費        | 一般職共済組合負担金                                                     | 2,760  | 3,916  | △ 1,156 |     |
| 07 報償費        | スポーツ教室講師謝金                                                     | 90     | 20     | 70      |     |
| 08 旅費         | 費用弁償、普通旅費                                                      | 124    | 180    | △ 56    |     |
| 10 需用費        | 消耗品費、被服費                                                       | 270    | 508    | △ 238   |     |
| 11 役務費        | 通信運搬費(切手代)、賠償補償保険料(スポーツ推進委員保険料等)                               | 136    | 43     | 93      |     |
| 12 委託料        | 事務事業委託料                                                        | 3,830  | 3,980  | △ 150   |     |
| 13 使用料及び賃借料   | 自動車借上料                                                         | 245    | 249    | △ 4     |     |
| 17 備品購入費      |                                                                | 0      | 80     | △ 80    |     |
| 18 負担金補助及び交付金 | 負担金(田方地区・静岡県・全国スポーツ推進委員連絡協議会)<br>補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金) | 4,263  | 3,949  | 314     |     |
| 合 計           |                                                                | 26,810 | 32,587 | △ 5,777 |     |

# ■体育施設管理事業

- ・学校体育施設の開放と、函南町体育館、肥田簡易グラウンドの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

| 予 算 科 目      | 細 節                                | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|--------------|------------------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 10需用費        | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料            | 5,591  | 3,872  | 1,719 |     |
| 11役務費        | 通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、庭木剪定)              | 850    | 645    | 205   |     |
| 12委託料        | 施設管理委託料(函南町体育館、肥田グラウンド)、事務事業委託料    | 9,468  | 7,142  | 2,326 |     |
| 13使用料及び賃借料   | テレビ受信料、賃借料、借地料                     | 6,164  | 6,157  | 7     |     |
| 14工事請負費      | 函南町体育館事務室他照明LED化工事、函南町体育館敷地内遊具撤去工事 | 1,371  | 1,246  | 125   |     |
| 22償還金利子及び割引料 | 償還金(社会体育・学校体育施設使用料還付金)             | 10     | 10     | 0     |     |
| 合 計          |                                    | 23,454 | 19,072 | 4,382 |     |

■運動公園等管理事業

・ かなみ運動公園と柏谷公園野球場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

| 予 算 科 目      | 細 節                                      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額      | 備 考 |
|--------------|------------------------------------------|--------|--------|----------|-----|
| 01報酬         | 会計年度任用職員報酬6人<br>会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬     | 11,603 | 11,227 | 376      |     |
| 03職員手当等      | 会計年度任用職員期末手当                             | 2,292  | 2,310  | △ 18     |     |
| 04共済費        | 会計年度任用職員保険料                              | 0      | 1,955  | △ 1,955  |     |
| 08旅費         | 会計年度任用職員費用弁償                             | 234    | 231    | 3        |     |
| 10需用費        | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料                        | 7,398  | 6,198  | 1,200    |     |
| 11役務費        | 通信運搬費、手数料（浄化槽清掃、機械点検、<br>柏谷公園野球場内外野境界整備） | 761    | 922    | △ 161    |     |
| 12委託料        | 施設管理委託料（運動公園、柏谷公園野球場）                    | 19,550 | 15,607 | 3,943    |     |
| 13使用料及び賃借料   | テレビ受信料                                   | 25     | 25     | 0        |     |
| 14工事請負費      | 運動公園多目的運動広場ベンチ取替工事、運動公園内スピーカー増設工事        | 1,037  | 14,402 | △ 13,365 |     |
| 15原材料費       | 維持修繕用砂（運動公園多目的運動広場・テニスコート、<br>柏谷公園野球場）   | 206    | 197    | 9        |     |
| 17備品購入費      | 運動公園砂場管理用カバー、柏谷公園野球場埋込ホームベースほか           | 230    | 275    | △ 45     |     |
| 22償還金利子及び割引料 | 償還金（有料公園施設使用料還付金）                        | 15     | 22     | △ 7      |     |
| 合 計          |                                          | 43,351 | 53,371 | △ 10,020 |     |

■木立キャンプ場管理事業

・ 木立キャンプ場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

| 予 算 科 目    | 細 節                         | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減額   | 備 考 |
|------------|-----------------------------|--------|--------|-------|-----|
| 10需用費      | 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料           | 459    | 410    | 49    |     |
| 11役務費      | 通信運搬費、手数料（クリーニング代、清掃、浄化槽清掃） | 752    | 745    | 7     |     |
| 12委託料      | 施設管理委託料                     | 1,510  | 1,493  | 17    |     |
| 13使用料及び賃借料 | テレビ受信料、賃借料、借地料              | 198    | 195    | 3     |     |
| 14工事請負費    | 給水加圧ポンプ更新工事                 | 934    | 0      | 934   |     |
| 15原材料費     | 整地用スコリア                     | 33     | 31     | 2     |     |
| 合 計        |                             | 3,886  | 2,874  | 1,012 |     |

生涯学習課全体

(単位:千円)

| 生涯学習課合計 | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 増減額    | 備 考 |
|---------|---------|---------|--------|-----|
|         | 414,644 | 366,262 | 48,382 |     |

議案第 6 号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 1 月 25 日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年3月26日教委規則第2号）

最終改正:令和4年2月28日教委規則第11号

改正内容:令和4年2月28日教委規則第11号〔令和4年4月1日〕

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年3月26日 教委規則第2号

改正

平成28年3月30日教委規則第2号

平成29年6月29日教委規則第4号

令和2年3月25日教委規則第4号

令和4年2月28日教委規則第11号

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表3(第3条関係)

| 区分                | 許可基準                                                                                        |                      | 許可期間              |                            | 添付書類                                |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 転居・転出             | 小学校                                                                                         | 学期途中に転居したが通学に支障がない場合 | 小学校               | 各学年その学期末又は学年末まで(6年次在学中は卒業) | ア 保護者承諾願<br>イ 住民異動届                 |
|                   | 中学校                                                                                         |                      | 中学校               | どの学年でも卒業まで                 |                                     |
| 一時転居              | 新築改築のため区域外から通学する場合(完成するまで)従前住所へ戻ることが確実の場合                                                   |                      | その期間              |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 建築確認書写し<br>ウ 住民異動届    |
| 転入予定              | 住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。                                        |                      | 引き渡し予定日           |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 入居予定がわかる契約書等の写し       |
| 保護者不在             | 共働き等により帰宅後も保護者不在<br>預け先地区又は勤務地区の学校<br>(小学生のみ)                                               |                      | その事由が解消するまで(1年更新) |                            | ア 保護者願い出書<br>イ 保護者在職証明<br>ウ 預かり証明書  |
| 身体的な理由            | 身体的な理由で指定校に通学困難な場合                                                                          |                      | その事由が解消するまで       |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 医師の診断書                |
| 生徒指導上の問題<br>教育的配慮 | (1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合<br>(2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合<br>(3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合 |                      | その事由が解消するまで(卒業まで) |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 指定校校長の意見書<br>ウ 入学通知書  |
| 地域事情              | (1) 地形等(通学路安全性等)地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合<br>(2) 地教委が承認した場合<br>(小学生のみ)                          |                      | その事由が解消するまで       |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 居住区域の地図               |
| 兄弟関係              | 特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合                                                         |                      | その事由が解消するまで(卒業まで) |                            | ア 保護者承諾願                            |
| その他               | (1) 特殊な事情で委員会が認めた場合<br>(2) 入学時において入部予定の部活動がない場合(町内のみ)                                       |                      | 卒業まで              |                            | ア 保護者承諾願<br>イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類 |

## 議案第 7 号

### 要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について

令和 4 年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 1 月 25 日 提出  
函南町教育長 久保田 浩子

#### 提案理由

保護者から就学援助辞退届が提出されたので、認定廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年1月分)

|    | 事業名                         | 主催者名                             | 開催日<br>開催場所                                             | 入場料 | 過去承認 | 報告有無 |
|----|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------|-----|------|------|
| 1  | 金管楽器 体験見学会                  | 伊豆ジュニアプラス<br>団長 吉田 章             | 令和5年4月1日(土)<br>長岡総合会館 アクシスかつらぎ                          | 無料  | 有    | 有    |
| 2  | 函南町文化協会主催<br>第5回「函南日舞さくらの会」 | 函南町文化協会<br>会長 佐藤 泰博              | 令和5年5月28日(日)<br>函南町文化センター                               | 無料  | 有    | 有    |
| 3  | 函南町文化協会主催<br>第14回「函南フラフェスタ」 | 函南町文化協会<br>会長 佐藤 泰博              | 令和5年6月18日(日)<br>函南町文化センター                               | 無料  | 有    | 有    |
| 4  | 第60回静岡県母親大会                 | 第60回静岡県母親大会実行委員会<br>実行委員長 粕谷 たか子 | 全体会：令和5年5月21日(日) 清水テルサ+オンライン<br>分科会：全体会終了後7月までの間 県内15カ所 | 有料  | 有    | 有    |
| 5  | 以下余白                        |                                  |                                                         |     |      |      |
| 6  |                             |                                  |                                                         |     |      |      |
| 7  |                             |                                  |                                                         |     |      |      |
| 8  |                             |                                  |                                                         |     |      |      |
| 9  |                             |                                  |                                                         |     |      |      |
| 10 |                             |                                  |                                                         |     |      |      |

(第1号様式)

令和4年12月19日

函南町教育長 様

住 所 三島市中144番地の14

申請者

氏 名 団長 吉田 章  
(連絡先) 055-919-6707



## 後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

|                                |                           |              |                                       |
|--------------------------------|---------------------------|--------------|---------------------------------------|
| 事業名                            | 金管楽器 体験見学会                |              |                                       |
| 期 日                            | 令和5年4月1日(土) から令和5年4月1日(土) |              |                                       |
| 会 場                            | 長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール    |              |                                       |
| 主催者                            | 団体名                       | 伊豆ジュニアプラス    |                                       |
|                                | 代表者                       | 団長 吉田 章      |                                       |
|                                | 所在地                       | 三島市中144番地の14 |                                       |
| 共催又は<br>後援団体<br>(申請予定<br>を含める) | 有<br>(有りの<br>場合はそ<br>の名称) | 共 催          | なし                                    |
|                                |                           | 後 援          | 三島市教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会 |

裏面があります。



2023/12/19

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |          |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| <p>事業の対象</p> <p>と</p> <p>目的</p> | <p>対象：おもに三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町の小学校に通う小学3年から6年生までの児童ならびにその保護者</p> <p>目的：さまざまな種類の金管楽器を実際に見て、一つ一つの楽器の演奏を聴くことにより音の出し方や音色を感じてもらう。また、音楽と楽器への理解を深め、自己表現の増進や新たな音や感覚の世界との出会いを創出し、広く芸術の入り口を啓蒙する。</p>                                                                                                                                                              |                 |          |
| <p>事業内容</p>                     | <p>小学3年から6年生の児童約50名と希望する保護者でトランペット、ホルネット、アルトホルン、トロンボーン、チューバ等のさまざまな金管楽器や打楽器の演奏を鑑賞する。また伊豆ジュニアプラスのコンサートで、合奏の楽しさや音が重なる素晴らしさを体感する。</p> <p>タイムスケジュール</p> <p>12:30 受付</p> <p>13:00 演奏鑑賞 伊豆ジュニアプラスによるコンサート</p> <p>14:30 終了</p> <p>感染症対策として、当日は参加者全員の検温および体調チェック、名簿作成をいたします。手指消毒マスク着用、鑑賞者および演奏者のソーシャルディスタンスを確保し、定期的な喚起を行います。その他、会場の使用条件に則った感染防止措置を取ったうえで開催いたします。</p> |                 |          |
| <p>申請理由</p>                     | <p>より多くの市民へ知っていただくため。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |          |
| <p>入場料</p>                      | <p>無料</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>有料の場合の金額</p> | <p>円</p> |

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

# 伊豆ジュニアブラス団則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称)

本団の名称を伊豆ジュニアブラスとし、略称を IJB とする。

### 第 2 条 (設立年月日)

2014 年 9 月 4 日

### 第 3 条 (練習場所)

本団の練習場所を下記とする。

静岡県三島市谷田 966

三島市立錦田小学校音楽室

### 第 4 条 (目的)

本団は、設立有志の理念を尊重し金管楽器、打楽器の練習を通じ、演奏技術の習得は基より音楽の楽しさ、アンサンブルの楽しさ、創造性、協調性並びに社会性を育むこと。多くの発表する場を通じチャレンジ精神と自信を養うこと。音楽教育の基本を尊重し感性豊かな児童の育成と地域の音楽推進に寄与することを目的とする。

### 第 5 条 (活動)

1 本団は、以下の人員により活動を推進する。

(1) 団員は、三島、田方、駿東及び近隣地域の小学校 3 年生から 6 年生を対象に金管楽器等の演奏を希望する児童。

(2) 指導者は、音楽の基本及び演奏力における指導力が認められ、本団の指導者として相応しい人格を持つ者として団長が認めた者。

(3) 保護者は、団の趣旨を理解し運営に協力する全ての団員保護者。

(4) 中高生サポーターは、本団を卒団後も団員のサポートを希望する中学生及び高校生。

(5) 協力隊は、団の趣旨を理解し運営に協力する卒団生及びその保護者。

2 練習は以下のように定める。

練習は、原則月 2 回土曜日に第 3 条の定めによる場所で行い、午後 1 時 30 分から 4 時 00 分まで行う。ただし、イベント参加前等はこの限りでない。

### 3 演奏活動

- (1) 年に数回の演奏活動を行う。
- (2) 小学生を対象とした「金管楽器を吹いてみよう」を年一回開催し、入団希望者の受入れと吹奏楽の振興を行う。
- (3) その他演奏依頼やイベント参加については都度団会議で協議し決定する。

### 第6条（団の運営）

本団の運営は、指導者会役員が主導し指導者会、後援会が共に連携して行う。

### 第7条（楽器類）

本団は、教育機関等からの寄付、譲渡並びに借受けた楽器類の他、団費により購入した楽器類を所有管理する。これを団員及び指導者に無償貸与する。

## 第2章 組 織

### 第8条（構成）

本団は、次の構成をもって組織する。

- (1) 入団した全ての児童は団員となり、団員間の融和と謙虚な姿勢を持って指導を受けるため、団員の代表としてリーダー及び副リーダーを置く。各パートにはパートリーダーを置く。
- (2) 指導者会は、全ての指導者により構成する。指導者は研鑽を惜しまず、団員が音楽を楽しみながら演奏技術の習得が出来るよう指導の質の向上を目指すための会を置く。
- (3) 後援会は、団員全ての保護者により構成する。練習時や演奏発表会行事の補助、指導者の補助をする等、団の運営を積極的にサポートするための会を置く。
- (4) 中高生サポーターは、本団の理念、運営、活動に賛同する本団を卒団した中学生及び高校生により構成する。指導者の指示のもと、団員への指導の補佐および演奏のサポートを行う。
- (5) 協力隊は、本団の理念、運営、活動に賛同する卒団生及びその保護者により構成する。指導者会役員または後援会と連携し、本団の活動に必要な支援を行う。

## 第3章 団 員

### 第9条（行動規範）

- 1 リーダーは、団員の代表として全ての団員に対し、規律を守らせることに努める。
- 2 副リーダーは、リーダーのサポートをする。リーダーが欠席の場合その代わりを務める。
- 3 パートリーダーは、各パートをまとめることに努める。
- 4 団員
  - (1) 全ての団員は、楽器の演奏を通じ音楽を楽しみ、演奏技術の向上に努め、調和する音を目指すこと。
  - (2) 指導者の熱意に感謝し、教えられたことを自らの演奏に生かすこと。
  - (3) あいさつ、返事を気持ちよく大きな声で実践すること。
  - (4) 楽器を大切に扱い、手入れを怠らないこと。
  - (5) 練習場、イベント会場の使用後に清掃をしっかりとすること。

## 第10条（入団及び退団）

### 1 入団

入団を希望する児童は、入団申込書、画像（写真・動画）の使用・掲載に関する承諾書、保険申込書に必要事項を記入の上団長宛に提出する。団長はそれを承認し、団費等の費用の納入をもって入団となる。また、保護者は団則を承諾し、後援会会員となる。

### 2 退団

- (1) 本団は、小学校卒業をもって卒団となる。団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して卒団する。同時に卒団証書が授与される。卒団証書は卒団した団員に発行する。
- (2) 中途退団を希望する場合は、退団届を団長宛に提出する。団長はこれを承認し、団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して退団する。
- (3) 団員または保護者が団の運営に多大な支障をきたす行為、事態を生じさせた場合は、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。
- (4) 団員が定められた費用を長期に渡り滞納した場合、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。

### 3 費用

- (1) 団費は、月額 1,000 円とし、月途中の入団であっても日割り計算はしない。会費の納入は半期毎 6,000 円を一括して会計に前払い納入する。
- (2) 特別費用は、遠征、その他の活動における特別な費用が必要になった場合に徴収する。
- (3) 中途退団した場合は、退団月の翌月以降の前払い団費を返金する。

- (4) メンテナンス代は、卒団、中途退団に伴う楽器返却時に前項の定めにより団費とは別に徴収する。
- (5) その他団会議で承認された費用。

## 第4章 指導者会

### 第11条（組織）

- 1 指導者会には次の役員を置く。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 団長    | 1名                |
| 監事    | 1名 後援会の会計監査を兼務する。 |
| リーダー  | 1名                |
| 副リーダー | 若干名               |
| 事務局   | 1～2名              |
- 2 指導者会には、前項の役員のほか複数名の指導者を置く。
- 3 役員は、指導者会の互選により選任する。

### 第12条（役割）

- 1 役員の役割を次のように定める。
  - (1) 団長は、団を代表し統括する。
  - (2) 監事は、団の活動を監督する。また、会計監査を兼務する。
  - (3) リーダーは、指導者と団員を統括し指導する。
  - (4) 副リーダーは、リーダーを補佐する。
  - (5) 事務局は、練習会場の確保、新入団員の募集要項、会議議事録の作成、対外的な連絡、調整等を行うと共に後援会との連携を緊密に行う。
- 2 役員は、指導者を兼務する。
- 3 指導者は、役員の指導方針に従い団員の演奏技術の向上のみならず、音楽の楽しさが感じられるよう指導する。
- 4 各パートの指導者は、曲の練習のみならず、基礎的な練習、その他各パートに則した練習方法を取入れ、より良い指導法を選択して指導にあたる。

### 第13条（選任及び任期）

- 1 指導者の選任は、既指導者、保護者が推薦人となり、団会議において協議し団長が承認する。
- 2 指導者の任期は特に定めない。指導者が自ら辞意を表した場合、団長はこれを承認する。

#### 第14条（指導者会議）

指導者会は、必要に応じて団長が召集し、指導に関する事項その他を協議することが出来る。

## 第5章 団 会 議

#### 第15条（団会議）

- 1 団会議は、指導者全員、後援会役員及び係で構成し、日常的な課題、連絡事項等を協議する。また、第3項の事項を審議し決定する。ただし後援会係は、本決議に加わることが出来ない。
- 2 原則毎月第一練習日に行う。
- 3 次の事項について団総会の報告及び説明事項として審議し決定する。
  - (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
  - (2) 新年度の練習日計画及び演奏活動計画等。
  - (3) 団総会開催に関する事項。
  - (4) 特別費用の徴収に関する事項。
  - (5) 団費の改正に関する事項。
  - (6) 団則の改正。
  - (7) その他重要な事項。

上記の決定事項は、指導者全員及び後援会役員の過半数以上が出席し、過半数以上の賛成により決定する。決定した事項については、団総会の報告及び説明事項とする。

## 第6章 後 援 会

#### 第16条（組織）

- 1 後援会は、本団の理念、運営、活動に関する事項を尊重し、団員の音楽活動が円滑に推進できるよう支援する組織である。
- 2 後援会は、全ての団員保護者で構成する。
- 3 後援会には次の役員を置く。なお、会計、庶務については、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

|       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副 会 長 | 1 名 |
| 会 計   | 2 名 |
| 庶 務   | 2 名 |

会計監査 2名 内1名は本団の監事が兼務する。

- 4 後援会には、前項の役員のほか下記の係を置く。なお、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

楽器管理 3～4名

施設管理 4～6名

イベントスタッフ 8名

## 第17条（役割）

### 1 役員の役割を次のよう定める。

- (1) 会長は、練習、イベント等において後援会を統括する。また、指導者会との連携を緊密に行い円滑な団運営が行われるよう指導力をもって行動する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し円滑な団運営が行われるよう行動する。
- (3) 会計は、団費、特別会費等団の財産を把握管理し、ユニフォームの注文手続き等、団長及び会長の承認のもと会計全般を行う。会計年度末における会計監査を受けた収支決算実績を団会議において詳細説明し承認を得る。また、次年度収支予算案を指導者会役員と調整の上作成し団会議の承認を得る。
- (4) 庶務は、日常の団の行事、運営に係る出席管理、清掃、駐車場当番に係る管理、連絡網の発信、入団申込み、連絡網登録等を行う。
- (5) 会計監査は、会計年度末における会計全般について監査を実施し、監査報告書を作成する。

### 2 係及び団員保護者の役割を次のように定める。

- (1) 楽器管理は、団員等に貸与している楽器の管理番号を付した名札、シールを定期的に確認し管理する。
- (2) 施設管理は、練習前日の鍵の受取、当日の開錠、戸締り等を行い練習日後に鍵の返却を交替で行う。
- (3) イベントスタッフは、イベント時に楽器運搬、会場設営、誘導、各係の補助を行う。
- (4) その他必要に応じて庶務が係を募る。
- (5) 団員保護者は、団の趣旨を理解し、団の行事や後援会の運営に協力し、練習、イベント等において、駐車場当番その他のサポートには積極的に参加しなければならない。また、団運営全般に関する事項については、指導者会に一任し干渉しないものとする。

## 第18条（役員の選任）

最高学年の保護者が中心となり、次年度後援会役員を互選により選任する。選任された役員は、団会議の報告事項とする。

#### 第 19 条（任期）

役員及び係の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 20 条（後援会議）

会長は、必要に応じて会員全員を召集し、後援会の役割等について協議することが出来る。

## 第 7 章 会 計

#### 第 21 条（会計）

- 1 本団の運営費は、団員より徴収した団費等の他、寄付金品、補助金等をこれに充てる。
- 2 収入は本団に必要な経費に費消する。
- 3 団費の総額は、団会議にて決定する。
- 4 その他必要に応じて、特別費用を徴収する。
- 5 団費より下記の定めにより香料を支出することが出来る。

|       |                   |         |
|-------|-------------------|---------|
| ・ 団 員 | 本人、父母が死亡した場合      | 5,000 円 |
| ・ 指導者 | 本人、配偶者、実父母が死亡した場合 | 5,000 円 |
- 6 本団の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。
- 7 毎年年度末における会計帳簿等について、会計監査による監査を受け、監査結果を証する書面を受領する。

## 第 8 章 団 総 会

#### 第 22 条（総会）

- 1 本総会は、指導者全員及び後援会会員により構成する。
- 2 団総会は、年一回以上開催する。

#### 第 23 条（招集）

本総会は、団長が招集する。

#### 第 24 条（報告及び説明事項）

団総会において下記の事項について報告または説明する。

- (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
- (2) 次年度指導者役員、後援会役員及び係に関する事項。
- (3) 特別費用の徴収に関する事項。
- (4) 団費の改正に関する事項。
- (5) 団則の改正が行われた場合、その改正内容に関する事項。
- (6) その他報告及び説明が必要な事項。

## 第9章 生活と安全

### 第25条（生活指導）

- 1 指導者、保護者は、団員に対しあいさつ、返事などの生活指導を励行し、団員は、これを実践出来るよう心がけなければならない。
- 2 団は、スポーツ安全保険に加入できる施策を講じ、団員及び中高生サポーターはこれに加入する。
- 3 保護者は、送迎時に交通事故、事件等に遭遇しないよう最善の注意を怠らないこと。
- 4 万が一交通事故等が発生した場合は、加入保険の補償内で対応し、当事者以外の団及びその他会員はその責任を負わない。

## 第10章 帳簿

### 第26条（記録）

本団には、伊豆ジュニアブラスの団則と次の帳簿を置く。

- (1) 団員、指導者会会員、後援会会員、中高生サポーター、協力隊員の各名簿。
- (2) 演奏会等団の行事、活動記録簿。
- (3) 会議議事録。
- (4) 金銭出納帳、会計帳簿及び収支決算報告書等。

## 第11章 本団則の改正

### 第27条（団則の改正）

本団則は、団会議で改正することが出来る。

## 付 則

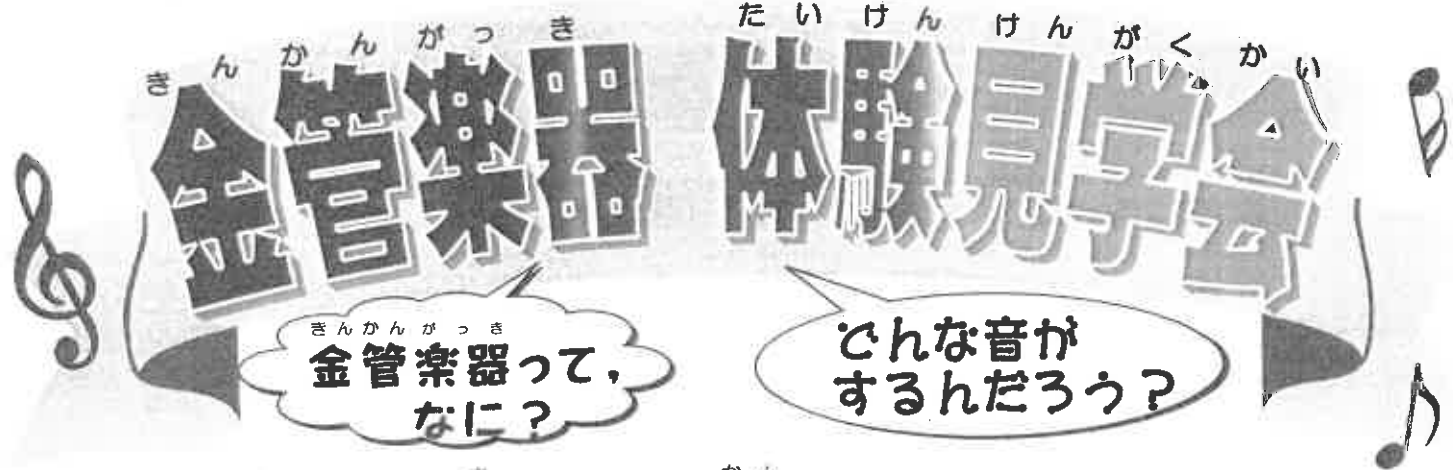
本団則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日付下記を改正。

- 1 第 10 条第 2 項及び第 3 項を改正。
- 2 第 11 条第 1 項を改正。
- 3 第 12 条第 1 項及び第 3 項を改正。
- 4 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 5 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。

令和 4 年 6 月 4 日付下記を改正。

- 1 第 5 条第 1 項を改正。
- 2 第 8 条を改正。
- 3 第 10 条第 1 項を改正。
- 4 第 11 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 5 第 12 条第 1 項を改正。
- 6 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 7 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 8 第 25 条第 2 項を改正。
- 9 第 26 条を改正。



じっさい みる きかん かん かん  
実際に 見て、聴いて、感じて みませんか？

きょうみ  
興味のある子、あつまれ～！

♪ 令和4年 4月 2日 (土)  
13:00～14:30  
(受付 12:30～)

「伊豆ジュニアブラス」  
による演奏を聴きながら、  
金管楽器や打楽器について  
楽しく学びましょう！

♪ 会場 長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール  
(伊豆の国市古奈 255)

♪ 対象 … 小学校 新3年～新6年

定員 50名程度 (3月下旬くらいまでにお申し込みください)

も もの すいとう  
♪ 持ち物 … 水筒、タオル

参加費 無料

※必ずマスクを着用の上ご参加ください。  
※検温、手指消毒等のご協力もお願いします。

主催：伊豆ジュニアブラス

後援：伊豆の国市、三島市、函南町、長泉町、清水町 各教育委員会

問い合わせ (メールのみ)：

izu\_junior\_brass@yahoo.co.jp

参加申し込み

右記QRコードにて、必要事項をご記入の上  
お申し込みください。



- ※ 新型コロナウイルス感染防止のため、残念ながら演奏体験は難しいですが、伊豆ジュニアブラスの演奏を聴きながら、金管楽器・打楽器を体感してほしいと思います。各楽器の紹介も行います。ぜひご参加ください！
- ※ 状況によっては、延期や中止となる可能性もあります。ご了承ください。なお、その際は、申し込みされた方にはメールでお知らせいたします。



## 「伊豆ジュニアブラス」では 一緒に活動する仲間を募集しています！

- ・編成 金管バンド（コルネット、トランペット、アルトホルン、  
トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、打楽器）
- ・活動日 月2回程度。基本的に、第1・第3土曜日の午後（13:15～16:00）
- ・活動場所 三島・田方地区の体育館、公民館等の施設（基本的に保護者による送迎）
- ・活動費 1か月 1,000円
- ・団員 小学校3～6年生 67名（3月現在）〔三島、田方、駿東地区の小学生〕
- ・指導スタッフ 18名（各パートに指導者がつきます）、中高生サポーター13名
- ・楽器 近隣の小学校で使われていない楽器を再生したものを、無料で貸与します。
- ・これまでの主な活動
  - 2014年 8月 金管楽器体験講座（中郷文化プラザ）
  - 9月 伊豆ジュニアブラス 結成
  - 2015年 2月 静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル（沼津市民文化センター）初ステージ
  - 2016年 5月 東京ディズニーシー15周年スペシャルパレード 演奏（広小路～三嶋大社）
  - 6月 ハッスルマッスル三島公演での演奏（三島 ゆうゆうホール）
  - 2017年 8月 静岡県教育研究会音楽教育研究部 夏季研究大会 研究演奏（韮山時代劇場）
  - 2018年 2月 全日本小学校管楽器合奏フェスティバル 東日本大会〔1都10県〕  
静岡県代表として出演（横浜 みなとみらいホール）
  - 10月 三島フィルハーモニー管弦楽団 ファミリーコンサート 出演
  - 2019年 3月 みしまALL DAYクラシックフェスタ「ニッポンのベートーヴェン」出演
  - 11月 オレンジゴスペルコンサート 出演（修善寺 総合会館）
  - 2020年 11月 十国マルシェ 出演（十国峠レストハウス）
  - 2021年 2月 自主コンサート 開催（裾野市民文化センター大ホール）
  - 3月 伊豆長岡温泉 温泉場お散歩市での演奏
  - 10月 熱海姫の沢公園スポーツフェスタでの演奏
  - 11月 三島楽寿園菊まつり「肉じゅえん」での演奏
  - 12月 伊豆ゲートウェイ函南「道の駅ブラス・クリスマス」出演
  - 2022年 3月 自主コンサート 開催（裾野市民文化センター大ホール）
  - 静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル 出演（沼津市民文化センター）
  - 三島大祭り ブラスステージでの演奏（三嶋大社境内）
  - 伊豆中央高校吹奏楽部「冬のコンサート」出演（アクシスカつらぎ）
  - JA伊豆の国 JAまつりでの演奏（修善寺 農の駅）



IJB Facebook

### ・今後の活動予定

- 2023年 2月 全日本小学校管楽器合奏フェスティバル  
東日本大会〔1都10県〕
- ※静岡県代表として出演予定  
（東京都 府中の森芸術劇場）



(第1号様式)

令和4年12月26日

函南町教育委員会  
教育長 久保田 浩子 様

申請者 住 所 函南町上沢 888 番地の 13  
函南町文化協会  
氏 名 会長 佐藤 泰博  
(連絡先) 055(978)9278



下記のとおり事業を開催しますので函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

|                                |                                                                |                  |                                         |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 事業名                            | 函南町文化協会主催 第5回 「函南日舞さくらの会」                                      |                  |                                         |
| 期 日                            | 令和5年 5月28日(日) 13:00~15:30                                      |                  |                                         |
| 会 場                            | 函南町文化センター 大ホール                                                 |                  |                                         |
| 主催者                            | 団体名                                                            | 函南町文化協会          |                                         |
|                                | 代表者                                                            | 会長 佐藤 泰博         |                                         |
|                                | 所在地                                                            | 函南町上沢 888 番地の 13 |                                         |
| 共催又は<br>後援団体<br>(申請予定<br>を含める) | <input checked="" type="checkbox"/> ・無<br>(有りの<br>場合はそ<br>の名称) | 共 催              | なし                                      |
|                                |                                                                | 後 援<br>(予定)      | 函南町教育委員会<br>函南町<br>静岡新聞社・静岡放送<br>伊豆日日新聞 |



# 事業計画書

令和4年11月23日

函南日舞さくらの会  
実行委員長 藤間 伊世龍

## 1. 事業

函南町文化協会主催 第5回 函南日舞さくらの会 (令和5年度)

## 2. 事業概要

函南町文化協会に加盟している日本日舞5団体が2023年5月28日(日)に「函南日舞さくらの会」を開催し、各団体相互の交流親睦を図り、日本の伝統芸能を継承すると共に町民に「心の和み」を提供し、心豊かな町作りの為に貢献する。

## 3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

## 4. 目的

- (1) 函南町に於ける文化活動の向上を図る為に、日本の伝統芸能である舞踊を広く町民に披露する。
- (2) 舞踊を通して、町民に「心の和み」を提供し、心豊かな町づくりに貢献する。
- (3) 合同発表会をかいさいすることによって、各団体が連携を強化し日本の舞踊文化を守り育てる基盤作りに寄与する。
- (4) 合同交流会を通して、会員個々が更に芸道を追求し一層の上達を図る。

## 5. 開催日時

2023年5月28日(日) 13:00～15:30

## 6. 会場

函南町文化センター 大ホール

## 7. 出演団体

藤龍会・藤菜緒会・花文美の会・八舟会・粹翔流鳳艶会

## 8. 入場料

無料

## 9. 主催

函南町文化協会

## 10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

第四回

函南日舞

# さくららの会

令和4年11月13日(日)

12時30分開場 13時開演

函南町文化センター 大ホール **入場無料**

出演団体：藤龍会・八舟会・粹翔流鳳艶会・藤菜緒会

主催：函南町文化協会

後援：函南町 / 函南町教育委員会 / 静岡新聞社・静岡放送 / 伊豆日日新聞

新型コロナウイルス感染予防対策として収容人数制限をする場合があります。



|          |                                                                                                                                                                                             |          |   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---|
| 事業の対象と目的 | <p>事業の対象<br/>函南町民と近隣市町民</p> <p>目的<br/>(1)親しみやすく明るいフラダンスを町民に披露することにより、函南町の文化活動を豊かなものにする。<br/>(2)フラダンスを通して町民に心の安らぎを提供し、明るく健康的な町づくりに貢献する。<br/>(3)合同の交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。</p> |          |   |
| 事業内容     | <p>函南町文化協会に加盟しているフラダンス8団体が、フラダンスフェスティバルの第14回「函南フラフェスタ」を開催する。</p> <p>各団体相互の交流親睦を図ると共に、“踊る楽しさ”“心の安らぎ”を町民と共有し、明るい健康的な町づくりに貢献する。</p>                                                            |          |   |
| 申請理由     | <p>フラダンス8団体（予定）が連携し、質の高い「函南フラフェスタ」を開催して広く町民に披露し、明るい健康的な町づくりに貢献する。そのため、函南町教育委員会ごの後援をいただき町民に一層の情報提供を図りたい。</p>                                                                                 |          |   |
| 入場料      | <p>有 料</p> <p>無 料</p>                                                                                                                                                                       | 有料の場合の金額 | 円 |

# 事業計画書

令和4年11月19日

函南フラフェスタ

実行委員長 遠藤 恵美子

## 1. 事業

函南町文化協会主催 第14回「函南フラフェスタ」(令和5年度)

## 2. 事業概要

函南町文化協会に加盟しているフラダンス 団体(約50名)が2023年6月18日(日)にフラダンス・フェステバル「函南フラフェスタ」を開催し、各団体相互の交流親睦を図ると共に、「踊る楽しさ」「心の安らぎ」を町民と共有し、明るい健康的な町作りに寄与する。

## 3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

## 4. 目的

- (1) 函南町文化活動の発展と町民文化の向上を図るため、親しみやすく明るいフラダンスを広く町民に披露したい。
- (2) フラダンスを通して、町民に「心の安らぎ」を提供し、明るい健康的な町づくりに貢献する。
- (3) 8団体が合同交流発表会を開催することによって、各団体が連携を強め、フラダンスを益々普及させたい。
- (4) 合同交流発表会を通して、会員個々が一層のスキル上達を図る契機としたい。
- (5) 発表会を開催することによって、フラダンスをボランティアなどの地域に貢献する活動に結びつけたい。

## 5. 開催日時

2023年 6月18日(日) 13:00~15:30

## 6. 会場

函南町文化センター 大ホール

## 7. 出演団体

ロイヤル レファ・メ ケ アロハ プメハナ ローズ・ロコマイカイ・フラ オ ナニアロハ  
クイーンズ フラ・アロハ・アイカーネ・フラハラウ オ ハレプメ・ハーラウ フラ オ マカレア

## 8. 入場料

無料

## 9. 主催

函南町文化協会

## 10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

第13回

# 西南 フラフエスタ

★ 出演団体

メケアロハ ブメハナ ローズ  
ハーラウ フラ オ マカレア  
ロケラニ フラ スタジオ  
アロハ アイカーネ  
クイーンズ フラ  
フラ ハーラウ オ ハレブメ  
ロイヤルレファ  
ロコ マイカイ  
フラ オ ナニ アロハ

入場無料

2022年6月30日(木)

会 場 西南町文化センター 大ホール

開演 13:00 (開場 12:00) 終演予定 15:00

主催 西南町文化協会 後援 西南町 西南町教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞  
新型コロナウイルス感染予防対策として収容人数制限をする場合があります

お問い合わせ 実行委員長(小林) 090-2181-0880

令和 5 年 / 月 / 6 日

函南町教育委員会 教育長 様

住 所 静岡市葵区春日2丁目9-1

氏 名 第60回静岡県母親大会実行委員会

実行委員長 粕谷 たか子 印

(連絡先) 054-253-6081

## 後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

|                                |                                                           |                  |                                          |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------|
| 事業名                            | 第60回静岡県母親大会                                               |                  |                                          |
| 期 日                            | 全体会：令和5年5月21日（日）14:00～16:15<br>分科会：全体会終了後7月までの間に県内15カ所で実施 |                  |                                          |
| 会 場                            | 全体会：清水テルサ（静岡市清水区）＋オンライン<br>分科会：県内15カ所の地域拠点会場              |                  |                                          |
| 主催者                            | 団体名                                                       | 第60回静岡県母親大会実行委員会 |                                          |
|                                | 代表者                                                       | 実行委員長 粕谷 たか子     |                                          |
|                                | 所在地                                                       | 静岡市葵区春日2丁目9-1    |                                          |
| 共催又は<br>後援団体<br>(申請予定<br>を含める) | 有・無<br>(有りの<br>場合はそ<br>の名称)                               | 共 催              | なし                                       |
|                                |                                                           | 後 援              | 静岡市・同教育員会をはじめ県内各市町及び同教育委員会、県内マスコミ各社(申請中) |



|                 |                                                                                                                                                          |                 |                                   |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| <p>事業の対象と目的</p> | <p>一般市民を対象とし、「生命を生みだす母親は 生命を育て生命を守ることこそをのぞみます」のスローガンのもと、子どもたちをはじめ、すべての人たちが安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年集会を開催しています。</p>                    |                 |                                   |
| <p>事業内容</p>     | <p>5月21日の全体会は、静岡市清水区の清水テルサをメイン会場にオンライン併用で、記念講演「だれもが自分らしく生きられる社会に」（講師：武井由起子さん・弁護士）と各地からの発言を行います。<br/>分科会は、県内15カ所の拠点会場で、子育て・教育・食の安全・平和などのテーマで学習し交流します。</p> |                 |                                   |
| <p>申請理由</p>     | <p>多くの市民の方々に内容を知らせ、参加を呼びかけたいため。営利目的ではなく、草の根の女性たちの地位向上や社会活動への参画、生涯学習に資するものと考えています。</p>                                                                    |                 |                                   |
| <p>入場料</p>      | <p>有 料<br/>・<br/>無 料</p>                                                                                                                                 | <p>有料の場合の金額</p> | <p>一般 1000 円<br/>40 代以下 500 円</p> |

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

## 第 60 回静岡県母親大会開催要綱

### 1 開催趣旨

母親大会は、1954 年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、焼津のマグロ漁船「第 5 福竜丸」など多くの漁船が核の被害を受けたことをきっかけに、「核戦争の危機から子どもの命を守ろう」との母親たちの声から始まった。以来、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、すべての人たちが安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年大会を積み重ねている。

今年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインを活用し、分科会と全体会を別々の日に行う。

### 2 主 催 静岡県母親大会連絡会

### 3 開 催 第 60 回静岡県母親大会実行委員会

### 4 開催日時と会場

**全体会** 5 月 21 日(日)14:00～16:15

静岡市清水区の清水テルサをメイン会場として 400 人規模の集会を開催し、県内各地にオンラインで配信する。

**分科会** 全体会終了後、7 月までの間に県内 15 か所に分散して実施する。

### 5 内 容

**全体会** 記念講演「だれもが自分らしく生きられる社会に」  
講師：武井由起子さん(弁護士)

各地からの活動報告

**分科会** 県内 15 か所に分かれ、ジェンダー平等、食と農業、平和、子育てなどのテーマで学習と交流を行う。

### 6 参加目標人数 1,400 人

### 7 参加協力券 一般 1000 円 40 代以下 500 円 大学生以下無料

### 8 後 援 県内各市町・市町教育委員会・マスコミ各社(申請中)

### 9 その他 ①各会場とも感染防止対策を徹底し全体会・分科会とも事前予約制とする。 ②広報のチラシは 3 月中旬に 1 回発行する。

**第60回静岡県母親大会収支予算書**  
(期間 2022年12月10日～2023年8月31日)

**1 収入**

(単位円)

| 項 目   | 予算        | 摘 要                   |
|-------|-----------|-----------------------|
| 参加券   | 1,330,000 | 1,000×1,260人 500×140人 |
| 協力分担金 | 450,000   | 団体、個人等                |
| 広告料   | 910,000   | しおり掲載分(個人、団体)         |
|       |           |                       |
| 合 計   | 2,690,000 |                       |

**2 支出**

(単位円)

| 項 目   | 予算        | 摘 要                  |
|-------|-----------|----------------------|
| 企画設営費 | 570,000   | 当日資料印刷代、会場使用料、会場設営費  |
| 講師料   | 350,000   | 記念講演講師・分科会助言者謝礼、同交通費 |
| 広報費   | 490,000   | チラシ、ポスター印刷代          |
| 通信費   | 85,000    | 電話・郵便・宅急便代           |
| 会議費   | 80,000    | 会議室利用料               |
| 交通費   | 675,000   | 実行委員等交通費             |
| 事務費   | 240,000   | 消耗品・印刷代              |
| 記録集   | 150,000   | 記録集印刷代               |
| 予備費   | 50,000    | 大会保険料他               |
| 合 計   | 2,690,000 |                      |